

令和7年千代田区議会第3回定例会議事速記録（第1548号）

◎日 時 令和7年9月26日（金）午前10時30分

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	とものり	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
21番	ふかみ	貴子	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長
副 区 長
副 区 長
保 健 福 祉 部 長
地域保健担当部長
千代田保健所長
地 域 振 興 部 長
文化スポーツ担当部長
環境まちづくり部長
ゼロカーボン推進技監
まちづくり担当部長
政 策 経 営 部 長
デジタル担当部長
財産管理担当部長
行政管理担当部長
会 計 管 理 者
総 務 課 長
企 画 課 長
財 政 課 長

(教育委員会)

教 育 長
子 ど も 部 長
教 育 担 当 部 長

(選挙管理委員会事務局)

選挙管理委員会事務局長

(監査委員事務局)

監査委員事務局長

◎区議会事務局職員

事 務 局 長
事 務 局 次 長
議 事 担 当 係 長
議 事 担 当 係 長
議 事 担 当 係 長
議 事 担 当 係 長

樋 口 高 顕 君
坂 田 融 朗 君
小 林 聡 史 君
清 水 章 君
高 木 明 子 君
印 出 井 一 美 君
中 田 治 子 君
藤 本 誠 君
川 又 孝 太 郎 君
加 島 津 世 志 君
村 木 久 人 君
夏 目 久 義 君
御 郷 誠 君
大 谷 由 佳 君
佐 藤 久 恵 君
小 菅 啓 介 君
前 田 美知太郎 君

堀 米 孝 尚 君
小 川 賢 太 郎 君
大 森 幹 夫 君

河 合 芳 則 君

恩 田 浩 行 君

石 綿 賢 一 郎 君

(事務局長事務取扱)

新 井 秀 樹 君
河 原 田 元 江 君
彦 坂 悠 介 君
細 倉 岳 君

午前10時30分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和7年第3回千代田区議会定例会継続会を開会します。

昨日に引き続き一般質問を続けます。

初めに、8番岩佐りょう子議員。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず、中学校における調査書についての質問です。

内申点とは、中学校9教科の5段階評定を点数化して受験校に送られる書類が内申書です。東京都の場合、中3の主要5教科の成績を5段階で評価し、実技の4教科、音楽、美術、保健体育、技術家庭は5段階評定を2倍にして点数化され、これが高校入試の合否判定に約3割の割合で加算されるため、生徒の進路に大きく影響を及ぼします。この内申点が絶対評価であることから、教育熱心なご家庭の多い千代田区では、都の平均よりも高いものと想定しておりました。（スクリーンを資料画面に切替え）

しかしながら、東京都が公開している「評定状況の調査結果」の中の中学校等別評定割合の個票から「5」の評価を抜粋して比較してみると、東京都の平均を下回っている教科が多く、特に美術と音楽の評価については、令和3年から7年の評定は都の平均から大きく下回っている学校があります。また、学校間の差も大変大きいものとなっています。例えば音楽の科目について見てみると、令和3年度の「5」の評価を取った割合を見ると、1校は38.9%に対し、もう一方は3.6%、都の平均は13.7%です。令和4年度は1校が25%、もう一方は6%、都の平均は12.7%となっています。都の調査結果からは、どちらがどちらの学校なのか、具体的な学校名は分からないものの、区内に対象となる中学校が2校しかない本区においては、その2校間に顕著な差が出ていること。そして、評定が厳しいと推測される学校のほうについては、全体の平均よりも下回っていることが分かります。

内申評価において、各学校の特色や生徒個人の達成度などの理由から差が出ることは当然ではありますが、2校の格差がある年度から固定化してしまっているように見えたり、都の平均からも下回り、しかもそれが評価において2倍換算される科目となれば、子ども、保護者から不安の声が上がるのは仕方のないことだと考えます。麴町中、一橋中、どちらに行ったほうが受験に有利なのかという根拠のないわさを根拠づけてしまいかねない状況にあります。学校が選択できるにもかかわらず、学校、地域、年度によって評点平均の差が大きく固定化しているように見え、しまうことについてどのようにお考えでしょうか。（スクリーン表示を元に戻す）

内申書の評定は日頃の授業への取組や提出物、定期テスト、実技などを教科ごとの評価基準に基づいて総合的に判断されていると認識しておりますが、その配分など、具体的な説明を生徒や保護者にどのように定期的に説明していますでしょうか。何をどう頑張れば成績が上がるのか、評価基準を丁寧に説明していくことは受験期の生徒にとって大変重要なことです。それぞれの評価基準の達成率が何%であれば内申点が何点になるのかということを明らかにし、評価後もデー

タに基づいて説明を受けることは可能となっているのでしょうか、見解をお示しください。

また、さきに申し上げましたとおり、副教科の評価については取扱いが2倍となり、実技なども評価の対象であるために評価基準が分かりにくい教科です。これら副教科の評定については何か留意点などがあるのでしょうか、されているのであればどのようにされているのか、見解をお示しください。

続けて、教科担任制であることから、専門知識を持った教師により学力や技能をより正確に見極めやすい評価ができると考えますが、千代田区のように規模が小さい学校は、担当教員が1人だけで評価しなくてはならない場合もあります。複数の教員で評定を確認し合う評価調整会議の実施や教育委員会による検証と指導はどのように行われているのでしょうか。内申評価の客観性、信頼性の確保に向けての取組と、生徒、保護者への丁寧な説明について、区の見解をお示しください。

内申書の在り方は生徒たちの未来を左右する大切なものです。だからこそ学校が行う適正な評価の基準や取組を生徒、保護者にしっかりと伝え、納得と信頼の下で子どもたちが自ら学ぶ意欲を高められるよう推進していただきたいと思います。

次に、**マンガ・アニメ等コンテンツの活用**について伺います。

招集挨拶で区長は、神保町の活字・出版文化や秋葉原のポップカルチャー等、千代田区が誇る文化資源の活用が課題であると述べられました。区長がアニメやポップカルチャーを文化資源として捉え意識している発言をされるのは、今回だけではありません。しかしながら、現在、千代田区の文化芸術プランはもちろん、各計画や施策にアニメ・コンテンツを意識した取組はほとんどありません。千代田区の文化芸術といえば歴史と伝統、そしてお祭りであり、確かに他区にはない魅力あふれる文化が根づいており、テレビ番組で取り上げられない日がないくらいです。

一方で、神保町には世界有数の古書店街があり、大手出版社の本社が立ち並び、秋葉原は世界的なポップカルチャーの発信地として知られています。まさに千代田区はマンガ・アニメ文化が歴史的にも空間的にも凝縮された「コンテンツ文化の首都」と呼ぶべき特性を有しているのです。そしてそれらのコンテンツは大変大きな可能性を有しております。今やマンガ・アニメは単なる娯楽の枠を超えて日本を代表する文化であり、そして未来へと継承すべき大切な資源です。世界中の人々が日本のアニメに熱狂し、そのキャラクターや物語を通じて日本の価値観、歴史、地域性を知っています。大げさに言えばアニメはまさに現代の浮世絵であり、日本が世界に誇る芸術なのです。

教育の観点からも、子どもたちはもちろん大人もマンガやアニメを通して難しい歴史や専門的な知識を学ぶことができます。「マンガで学ぶ自治体予算」という本を見かけたときには、マンガもここまで来たかとびっくりしました。しかし、現状を見れば、アニメはしばし産業的側面、あるいは一過性の流行としてのみ捉えがちです。私たちはアニメを文化として大切に位置づけ、教育、観光、国際交流、産業振興へと活用していくべきではないでしょうか。

そこでお伺いします。千代田区として、千代田区はマンガ・アニメを文化資源として重視すると明確に位置づけて、アニメやマンガ、ゲームなどのコンテンツ文化を千代田区の文化施策やシ

ティプロモーションに体系的に組み込むことについて見解をお聞かせください。

また、マンガやアニメ等コンテンツ文化は、教育、福祉、観光、地域振興といった各政策分野において展開することが可能です。（スクリーンを写真画面に切替え）

5月に行われた神田祭においても、今年のポスターは某人気アニメのキャラクターを使っておりました。今や神社とアニメが融合して新たな文化交流が生まれています。特に観光・地域振興施策の中では、ふるさと納税の返礼品に区内出版社やクリエイターと連携し、オリジナルマンガやアニメコンテンツを加えることや、アニメ・マンガのファンたちが作品の舞台となった土地などを実際に訪れる聖地巡礼と呼ばれているアニメツーリズムなど、展開できることがたくさんあります。ちなみに、アニメツーリズム協会も千代田区にあります。おとし観光協会によって出版された「家康！千代田城入場！」もすばらしい出来でしたが、1イベントとして取り扱われたのみで大変もったいないと思っております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこでお伺いします。すぐにでもできるアニメ・マンガ文化を積極的に活用した観光振興や地域振興についての見解についてお示しください。また、戦略的にこれらの文化資源を活用していくためには、イベントだけで消費するのではなく、千代田区ならではのマンガ・アニメ文化拠点をつくる必要があると考えます。神保町のまちづくりの中で、あるいは図書館等、区内の文化施設の中で、出版社やクリエイターと連携しながらマンガ・アニメコンテンツの拠点をつくることはできないでしょうか、見解をお聞かせください。

さらに、区民に対するまちの美化や選挙への参加促進など、行政の周知・啓発において、若い世代の関心を引きつける新たな手法としてアニメが有用だと考えます。ごみ減量や選挙や投票率向上の周知活動に人気キャラクターを活用したポスターや動画を制作するなど、従来のチラシや広報だけでは届きにくかった層への情報伝達が可能となり、区民の参加意識や行政施策への理解をさらに深めることができるのではないのでしょうか。アニメ・コンテンツ文化を活用した啓発施策の導入や効果的な展開について見解をお聞かせください。

マンガやアニメ、幅広いコンテンツが区民生活を豊かにする文化資源であることはもはや議論の余地がありません。そして出版社や古書店街など、これほど素材がそろう自治体はほかにありません。にもかかわらず、まだ十分に区政に生かし切れていない現状はむしろ機会損失だとすら言えるのではないのでしょうか。区長も妖怪漫画にはまっていると聞いております。ぜひともここは前向きで熱い答弁を期待して次の質問に移ります。

続けて、区民生活を支える**持続可能な清掃事業**についてお伺いします。

近年の猛暑は年々厳しさを増し、災害級の暑さと形容される状況が続いております。清掃職員の皆さんは朝早くから炎天下の中での収集作業やごみの分別、街路の美化などに従事し、区民生活の根幹を支えておられます。しかしながら、現場では猛暑による体調不良や熱中症のリスクが高まっており、限られた人員で過密な業務を回さざるを得ないという課題が浮き彫りになっております。職員一人一人の安全と健康を守ることは、ひいては清掃事業の安定的な継続に直結するものであります。本区では、区長が自ら毎年1日清掃体験を行い、現場の実情にじかに触れておられることは承知しております。まさにその体験を通じて、酷暑の中での作業がいかに厳しく、

また、清掃職員の方々が区民生活を陰で支えているかを肌で感じられているかと思います。

そこでお伺いします。清掃事務所の現場職員への猛暑対策はどのようになさっているのでしょうか。ファンつきベストや飲料水、ネッククーラーなどのグッズの支給から、エアコンの効いた休憩所の整備など、現在の状況をお示してください。

続けて、職員待遇についてお伺いします。通常なら外出は控えるべきとされる災害級の酷暑の中での清掃作業は、作業そのものが生命の危険を伴う過酷な労働となっています。こうした実情を踏まえるならば、清掃職員の方々に対して、一般的な手当だけではなく、夏季特別手当や猛暑下での危険手当など、報酬面での処遇改善を検討するべきではないでしょうか、見解をお聞かせください。

次に、猛暑下での清掃職員の健康被害を防ぐため、シフトの見直しや人員体制の強化について区はどのように検討されているのかお伺いします。猛暑でなくても慢性的な人材不足が問題となっていた清掃事業において、昨今の労働人口減少という社会的背景を踏まえ担い手不足が顕著となっています。一方で、高齢化社会の進展に伴い、ごみ出しが困難な高齢者世帯への支援が急務となっています。ふれあい収集や粗大ごみ搬出など、生活支援・見守りの機能も果たしながら職員の方が丁寧にご対応していただいておりますが、今後は仕事量がかかなり増えていくことが予想されます。現在も正規職員を定期採用しているのは承知しておりますが、清掃職員の増員を中長期的かつ計画的に進めるべきではないでしょうか。清掃事業は止まることの許されない、まさに区民生活の生命線であります。人材確保のための抜本対策を早急に進め、持続可能な清掃体制を築くことを強く求めますが、ご所見をお聞かせください。

以上、3点について、前向きな答弁を期待して、質問を終わります。ありがとうございます。
(拍手)

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 岩佐議員の内申書に関するご質問にお答えいたします。

初めに、評定平均の差についてですが、本区でも絶対評価を実施していますが、他の生徒と比較する性質ではないことから評定平均の差は学校間で生じる可能性があります。これまでも適正な評価・評定を実施してまいりましたが、評定差が固定されて見えてしまうなどの保護者の不安の声があれば、適正で信頼される評価・評定の実施に向けてより分かりやすい説明に努めてまいります。

次に、生徒、保護者への説明についてですが、評価基準や評価資料、評価の方法、さらに「知識」や「思考」「学びに向かう力」といった三つの観点ごとの学習状況の評価と、それらを総括した評定との関係などについて、年度当初や学期末など、定期的に生徒、保護者に丁寧に説明することが大切でございます。現在も各校で適切に行われておりますが、今後もより丁寧に理解が得られる説明が実施されるよう各校に助言してまいります。

次に、評価後の説明についてですが、評価と評定について個別の要望に応じて説明ができることを各校に確認しております。

次に、音楽などの教科の評定の留意点ですが、国語や数学といった教科と変わりなく、実技で

あっても単元ごと時間ごとの学習目標に対する生徒の到達状況を三つの観点で評価し、それらを総括した数値として評定を示しています。ご指摘のとおり、生徒や保護者にとっての基準の分かりづらさについては引き続き丁寧に説明してまいります。

次に、評価に関する会議についてですが、教科主任会や学年主任会など、複数の確認段階を経て、教務主任や進路指導主任が中心となった成績会議において全ての教科について確認を行い、最終的には学校長が決裁するという組織的な確認が行われております。確認段階で疑義の見られた教科については最初の確認段階に戻されるなど、チェックは機能しているものと認識しております。教育委員会では、これまでも複数の教員が関わり評価・評定の確認がされるよう助言してまいりましたが、各校において組織的な確認体制の機能がより強固なものとなるよう、必要に応じてさらに助言してまいります。

最後に、客観性、信頼性の確保に向けた取組ですが、定期的な生徒、保護者への説明はもとより、教師が生徒一人一人のよい点や学習の進歩の状況を積極的に評価するとともに、学習の意義や価値を生徒に実感させ、生徒自身が課題を認識しながら学習を進められるよう、指導と評価の一体化をさらに進めてまいります。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） 岩佐議員のご質問のうち、アニメ・マンガ文化を活用した観光振興についてお答えいたします。

千代田区は「世界一の本の街」神保町、アニメ、フィギュア、ゲームなど「オタクの聖地」秋葉原など、クリエイティブ産業の集積地であります。また、ご指摘のように、神田祭におけるアニメキャラクターの活用やアニメツーリズムによる聖地巡礼など、既に区内ではコンテンツ文化と地域資源の融合が進められております。今後は区内出版社やクリエイターと連携したオリジナルマンガ・アニメをふるさと納税の返礼品に加えるなど、区としても独自の魅力の発信の強化に努めてまいります。

一方で、既存のアニメ等のコンテンツに関しては作品選定や利用許諾手続等の課題が存在するため積極的な利活用には至っておりませんでした。過去には千代田区観光協会がさくらまつのスタンプラリーで複数のアニメと連携したほか、ご紹介いただいた「家康、千代田城入場」は観光資源磨き上げ事業の一環として作成されたものです。現在は区が鉄腕アトムのキャラクターをあしらったデザインマンホールを令和元年に3か所、本年度にリラックマのデザインマンホールを1か所追加で設置する予定にとどまっております。本区ほどアニメ・マンガ等に関する資源が集積する自治体はほかにありませんが、当該コンテンツを観光資源として活用する際には、コンテンツ業界及びクリエイター双方に実質的な利益をもたらす枠組みが不可欠であります。今後についてですが、神保町、秋葉原の産業振興に合わせて事業者等との連携を図ってまいります。

とりわけ秋葉原に関しては、画一的な繁華街化の進行により、地域の生活環境の悪化や専門性の希薄化といった課題が顕在化しております。こうした状況を踏まえ、アニメ・マンガなど、日本が世界に誇るポップカルチャーの拠点としてのポテンシャルを最大限に生かし、地域課題の解決を図るとともに、多様性と先進性を有するクリエイター層の集積と、それを支援し、享受する

コミュニティの形成を促進するまちづくりを目指してまいります。

〔文化スポーツ担当部長中田治子君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（中田治子君） 岩佐議員のご質問のうち、マンガやアニメ等コンテンツの活用について、文化振興の立場からお答えいたします。

まず、マンガやアニメ等に対する区の考え方についてですが、マンガやアニメ等コンテンツは日本が世界に誇る文化の一つであるということをご指摘のとおりと認識しております。現在、策定中の第5次文化芸術プランにおいても、マンガ・アニメ等を含むポップカルチャーを文化資源として明記し取組を検討しております。

次に、マンガやアニメ等のコンテンツの拠点づくりについてですが、昨年度、図書館でマンガに関わる展示や講座を行い、好評を得ております。マンガやアニメ等コンテンツは文化芸術の重要なジャンルであり、まずは図書館やちよだアートスクエア等においてマンガやアニメ等コンテンツを活用した文化振興を検討してまいりたいと考えております。

最後に、マンガやアニメ等コンテンツを活用した啓発等についてですが、本年度秋には、区内博物館、美術館と連携したシールラリーを開催する予定でございます。景品には若者に人気のイラストレーターの作品を取り入れる予定で準備を進めており、イラストの力でより幅広い年齢層の参加を促進したいと考えております。一例ではありますが、区民の行政施策への理解促進にマンガやアニメ等の力は大変有効であると認識しており、引き続き活用を検討してまいりたいと考えております。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） 岩佐議員の持続可能な清掃事業に関するご質問にお答えします。

清掃事務所は区民からも大変信頼され、酷暑の日、極寒の日、大雨の日も継続した取組により区民の生活環境の向上に貢献しているものと認識しています。

まず、清掃業務に従事する職員の猛暑対策ですが、従前より作業員全員へのファンつき作業服を貸与するとともに、経口補水液や塩分タブレット、瞬間冷却材など、熱中症対策用品を清掃車にも備えております。また、今年度は試行として一部職員を早朝に時差出勤することができるなどの取組を行っております。さらに、労働安全衛生規則の一部改正により、本年6月1日から熱中症対策が義務化され、作業中に熱中症のおそれのある者を発見した際の報告体制や処置の方法をマニュアル化しております。こうした対策を講じることにより、この夏でも現時点まで熱中症のおそれのある職員は発生しておりません。

次に、清掃作業に従事する正規職員についてですが、令和6年度は6人、令和7年度は8人の採用を行い、中長期的・計画的に必要な人員を確保しております。日常の収集作業とともに、区民のために広く貢献する意識を持った職員の安定的な確保と育成が重要であり、関係所管と連携し、今後も必要な取組を行ってまいります。区民生活にとって1日も休止することができない清掃事業の安定運営のためあらゆる対策を講じてまいります。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 岩佐議員の手当に関するご質問にお答えいたします。

手当は基本給に加えて支給される補助的な給与であり、特殊勤務手当は時代の変遷とともに見直しが行われ、現在は限定的な数にとどまっております。新たな手当の創出については、他団体の動向も注視しながら、手当の必要性、手当額の根拠、対象者の範囲、支給の具体的条件など、多岐にわたる項目について今後研究してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、24番おのでら亮議員。

〔おのでら亮議員登壇〕

○24番（おのでら亮議員） 令和7年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

ふるさと納税について伺います。

ふるさと納税制度の認知度はさらに高まっており、令和6年度の全国でのふるさと納税の寄附総額は過去最大の1兆2,728億円と、前年度から14%増加し、市場規模は右肩上がりです。本区においても昨年10月よりふるさと納税制度を活用し、返礼品の提供を伴う寄附金の受付が始まりました。23区の中でも遅れていた千代田区が制度活用に向けて動き出したことはメディアにも数多く取り上げられております。年度後半からの受付開始にもかかわらず、令和6年度のふるさと納税寄附額は10億6,000万円と好調な滑り出しでありました。（（スクリーンを資料画面に切替え））

こちらのスライドは23区の受入寄附額をランキングにしたものです。令和5年度は千代田区が23区最下位、全自治体の中でも最下位の水準にありましたが、令和6年度においては、渋谷区、墨田区に次ぐ3位、全国ベースでも284位と健闘しております。一方で、千代田区から流出している区民税は21億8,800万円と、前年度よりも11%流出額が増えており、寄附額は流出額をカバーするには至っておりません。ふるさと納税制度の返礼品は家計の負担軽減の効果もあることから、物価高騰の中で今後も利用が増えていくことが予想されます。区民税流出が増える中、安定的な区民サービスの維持向上のためにもそれ以上のペースで寄附を獲得しなくてはなりません。（スクリーン表示を元に戻す）

一般的に、民間企業が運営するふるさと納税ポータルサイトを通じて返礼品を選び、ふるさと納税を行います。ポータルサイトは寄附獲得のため、これまで寄附額に対しポイント等の付与を行ってまいりました。しかし、ポイント等による寄附獲得競争の過熱がふるさと納税制度の趣旨を損なっていること、ポータルサイトの事業者が自治体が払う経費が自治体の負担になっているという懸念から、総務省が制度改正を行い、本年10月よりポイント付与が禁止されます。ポイント付与ができなくなる前に寄附を集めよう、駆け込み需要を喚起しようと、寄附額に対し20%のポイント還元を行っているサイトもあります。ふるさと納税の寄附が集中するピークは最適な寄附額の上限が判明する12月と一般的に言われておりますが、本年においてはこの9月に集中すると思われます。今月の残り数日の間にもかなりの寄附があると予想されます。（スクリーンを資料画面に切替え）

ふるさと納税募集に係る経費についてはこちらのスライドで示すとおりです。返礼品額の上限は寄附額の3割と規定されておりますが、本区においては上限水準にあり、区内商業の発展、地

域経済活性化につながっております。事務費、ポータルサイト運営事業者に支払った経費は、全国的に寄附額に対して一定の割合を占めます。令和6年度においては、全自治体ベースで13%、本区では17%を占めております。これまで行われてきたポイントの還元率を考えれば、支払った経費のうち相当な額がポイント付与の原資となっていたと言えます。今後はポイント付与の代わりにポータルサイトがどのように他社との差別化を図り寄附を集めていくかが注目されます。そもそもこのポータルサイトに支払う経費を削減できれば財源として区が活用できる額も増えます。ポイント付与がなくなったポータルサイトと適正な経費にすべく交渉していくべきです。また、本区としてもポータルサイトに依存するのではなくPRを図っていく必要があるのではないのでしょうか。規制により独自にPRが難しいのであれば、ポータルサイトに委託し、広報に力を入れるというのも一手段と考えます。

また、区役所でのふるさと納税の専任担当者は2名のみと聞いております。寄附の多い月については問合せの電話が1日数十本あるとのことで、現場はかなり逼迫している状況です。駆け込み寄附のある今月もかなりの問合せが寄せられていると聞いております。これではなかなか広報や返礼品の拡充、寄附のフォローアップや分析には手が回らないものと思われます。寄附件数は昨年度半年で1万件を超えており、さらに増やしていかななくてはならないことを考えると増員が必須なのではないのでしょうか。（スクリーンの資料画面を切替え）

本区における返礼品のラインナップの中で、Pay Pay商品券やトラベルクーポン、ポイント型返礼品が人気となっております。本区は、Pay Pay商品券を23区の中で3番目に導入しており、他区に先駆けて提供を開始し寄附獲得に成功しました。しかし、全国的に同商品券の導入が急増しており、先ほどお示しした23区寄附額順位でトップの渋谷区、本区に次いで4位の新宿区も提供を開始しました。新宿区、渋谷区は、飲食店、商業施設が集積していることもあり、Pay Pay商品券を利用できる店舗名が千代田区よりも多く掲載されております。利用可能店舗数の多さは寄附の魅力、利便性に直結しており、千代田区への寄附が伸び悩まないか懸念されます。

千代田区在勤者にヒアリングを行ったところ、千代田区が返礼品を用意しており、ふるさと納税制度を活用できることを知らない方が大半でした。23区内に住んでいる人でも、返礼品は東京都外の自治体に寄附しないともらえない。ふるさと納税は東京都外にするものというイメージがあるようです。本区は新宿区、渋谷区よりも昼間人口が多く、日頃から千代田区内で消費する機会の多い在勤者が多数いることは寄附獲得の上でかなり有利であると言えます。実際には千代田区に住んでいなければ返礼品受領の対象となること。日頃のランチ、勤務後の飲食等にも活用できることを、大手町、丸の内、有楽町等に勤務する区外在住者にPRすることが寄附者の開拓には効果的であると考えます。また、ポイント型返礼品以外の返礼品ラインナップの一層の充実も求められるところです。（スクリーン表示を元に戻す）

このように、ふるさと納税の市場規模が引き続き拡大している中で、自治体間、特に近隣区との獲得競争は激化しております。

そこで伺います。総務省の制度変更により今後の寄附獲得の戦略が変わってくる可能性があります

ますが、本区の今年度のふるさと納税寄附額、今後の経費削減の見込みはいかがでしょうか。今後の寄附獲得拡大のため、どのような対策、戦略を講じるのでしょうか。専任担当者の増員、P Rの強化、返礼品の拡充が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

次に、**猛暑対策、風ぐるま事業**について伺います。

この夏は平年より高温で推移し、猛暑日や熱帯夜が続きました。また、日本気象協会が予想したように猛暑の始まりも早く、この9月においても厳しい残暑が続いております。本日も真夏日となるようです。地球温暖化は進んでおり、来年の夏も高温の厳しい日々が長期にわたって続くことが予想されます。

私は、本年第1回定例会において、日よけパラソルの設置などの猛暑対策を求めてまいりました。また、昨年9月の区長招集挨拶においても、引き続き猛暑対策を継続すると表明があり、この夏に向けた対策も期待していたところです。確かにひと涼みスポットの増設などもありましたが、民地や道路での対策は進んでいないように見受けられます。先般の答弁においては、道路に隣接した民地や公園等、設置可能な場所への拡大について検討するとありましたが、人流の多い道路への対策も必要不可欠であると考えます。歩行者通行への影響や緊急時の安全対策などの課題があることは認識しておりますが、都営バスの停留所のように歩道上に上屋が設置されている例もあることから検討の余地があるのではないのでしょうか。（スクリーンを資料画面に切替え）

停留所に関しては、千代田区が運営する地域福祉交通風ぐるまの停留所において、屋根や日よけ、上家がないものが過半数あります。スライド上、赤く囲って示している停留所には上屋がありません。風ぐるまの停留所79か所のうち、屋根や上屋があるのは32か所、残りの6割、47か所については日よけが設置されていない状況です。ベンチがある停留所もありますが、強い日差しを避ける場所がなく、バスが1時間に1本というダイヤの中、バスを待つのはつら過ぎると利用する高齢者や小さい子どもを連れている方を中心にお声を頂いております。（スクリーンの資料画面を切替え）

現在、上屋のある停留所は都営バスと共同で利用している箇所がほとんどであります。中央区内で中央区コミュニティバス「江戸バス」と共同で利用している新日本橋駅と本石町四丁目の停留所については中央区により屋根が設置されております。千代田区独自に設置しているのは泉橋出張所前という現状です。屋根は日よけだけではなく雨よけにもなることから季節を問わず有用であり、未設置の箇所についても泉橋出張所前同様に進めるべきではないのでしょうか。なお、歩道の幅については上屋のある泉橋出張所前の停留所部分が3メートル20センチほどなのに対し、上屋のない泉公園入口前停留所の歩道幅は4メートル20センチほどと1メートルも広く、より設置がしやすいのではないかと思います。街路地や近くの建築物、歩道幅等、停留所の状況は様々であります。屋根の設置が難しい場所についてはひと涼みスポットの確保を進めるという対策も一案かと思われます。設置が容易な場所については暑さ対策、雨対策、利便性向上のため積極的に進めるべきです。（スクリーンの資料画面を切替え）

一方で、風ぐるま事業は様々な課題を抱えております。停留所への投資は可能なのでしょうか。昨年5月よりEVバスを1台導入し実証運行も行っておりますが、さらにバスの入替えを進めて

いくのでしょうか。運送業界において深刻化する運転手不足の影響により、風ぐるま運行事業者の運転手確保が困難となり、本年6月から減便となっております。また、運行に係る経費についても大幅に増えております。令和6年度の経費は約2億円と前年よりほぼ倍増しております。車両センサーを設置した323日間での利用人数は延べ18万7,000人で、1日当たり580人が利用しておりますが、事業費をこの人数で割った場合、利用1回当たり約1,000円のコストがかかっていると言えます。今後さらに運転手の確保が難しくなる。また、人材不足に加え、物価高騰により事業費がさらに増大し、現状の利用者数が増えない場合にはバスの運行自体を見直さなくてはならない可能性があります。デマンド交通の導入やタクシー券の配付のほうが経済的で利用者にとって利便性が高いかもしれません。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで伺います。猛暑が常態化、長期化していることから早急に新たな暑さ対策を進めていく必要があります。民地や公園だけではなく、より人流がある道路上や風ぐるまの停留所への日よけ、上屋の設置を環境まちづくり部、保健福祉部等、複数部署で連携し進めていくべきではないでしょうか。暑さ対策の現在の取組状況、道路上に何らかの設置する場合は、その優先順位についてお聞かせください。

また、風ぐるま事業に関しては、運行経費の増大や運転手不足などの問題から本事業の再検討が必要と考えますが、今後の事業継続の見通しと停留所やバス更新への投資可能性について見解をお示しください。

以上、前向きかつ明快な答弁を求め質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） おのぞら議員の風ぐるま事業に関するご質問にお答え申し上げます。

現在、上屋がある風ぐるま停留所は都営バスと共同で利用させていただいている箇所がほとんどであることはご案内のとおりでございます。今後、区単独の風ぐるま停留所に対しても上屋の設置を拡充していくことにつきましては、猛暑対策の手段としての有効性、設置可能性につきまして、環境まちづくり部と連携しながら検討してまいりますと同時に、議員ご指摘のとおり、風ぐるま事業の今後の継続可能性を勘案する中で、投資可能性、費用対効果を慎重に考えていく必要があると認識しております。したがって、今年度新たに予定しております風ぐるまの調査・検討の中で、料金や運行ルート、デマンド交通の導入可能性などに加えまして、議員ご指摘の停留所の在り方につきましても検討を行ってまいります。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） おのぞら議員の日よけに関するご質問にお答えします。

年々酷暑が厳しさを増す中、道路での熱中症発生の割合が増加しているとの報道もあるなど、道路上の暑さ対策、とりわけ多くの人が滞留する交差点への日よけ設置は効果的であると認識しています。設置に当たっては、強風への耐久性などの安全を最優先として設置することが極めて重要です。今後は、昨年、神保町交差点付近の公共空間で日よけ設置の試行を参考にしつつ、より一層の安全性の確保、人流、その影響を抑えた支柱の最小化、紫外線の遮断、日照時間なども

考慮し、3Dモデルを活用しながら区道交差点において今年度モデル的に設置してまいります。
来年度以降はこのモデル事業を参考にしつつ、交通管理者など、関係機関とも円滑に協議を進め、区道だけでなく都道も含め計画的に日よけを設置し、庁内関係部署とも連携を図りながら区民の酷暑に対する安全・安心を確保してまいります。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） おのでら議員のふるさと納税に関するご質問にお答えします。

総務省は、昨年6月にふるさと納税の基準の見直しを行い、本年9月末をもって寄附者に対しポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集ができなくなります。本区が寄附募集を開始したのは昨年10月だったため、現時点で昨年度との比較はできませんが、8月から9月にかけて寄附は増加傾向にあります。年末に向けても駆け込む形で一定の寄附が集まる傾向がありますので、引き続き制度の見直しの影響について注視してまいります。また、ポイントの付与は事業者側の負担により実施されているものであり、自治体が負担する事務手数料に含まれているものではないことから契約額の低減に直結するものではないという認識ですが、ポータルサイト運営事業者との契約につきましては適切なものとなるよう引き続き見直しを行ってまいります。

次に、今後の対策、戦略についてです。ふるさと納税制度は生まれ故郷や応援したい地域などの力になれることなどを意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度です。今後も地域資源を生かした取組を進め、千代田区を応援してくれる方々が増えるよう、制度の適切な運営とPR、地域の魅力の発信に努めてまいります。また、人員体制につきましては全体の人事の中で適切に対応してまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 日本共産党の牛尾こうじろうです。一般質問を行います。

最初に、千代田区が7月18日に一般社団法人不動産協会に対して行った「千代田区内の投機目的でのマンション取引等に関する要請」について質問をいたします。（スクリーンを資料画面に切替え）

区が行った要請の内容の一つに、都市開発制度を活用する事業や市街地再開発事業において販売するマンションについて、購入者が引渡しから原則5年間物件を転売できないよう特約を付すこと。いま一つは、再開発事業で販売するマンションについて、同一名義人による複数物件の購入を禁止することです。（スクリーンを資料画面に切替え）

現在、新築分譲マンションの価格が高騰しています。首都圏の新築分譲マンションの平均価格は過去最高となり、エリア別平均価格を見ると、2023年の数字では、23区が1億1,483万円、前年比39.4%増と急騰しております。中古マンションではどうでしょうか。23区を中心に、特に2020年以降の平均価格の上昇率が高くなっており、区内のあるマンションでは新築で購入した価格の2倍になっているマンションもありました。（スクリーン表示を元に戻す）

このマンション価格の高騰が周辺地域の土地の価格や家賃の上昇につながり、10年前に比べマンションの平均の家賃はワンルームで1.2倍、ファミリータイプで約1.45倍と上昇してお

り、住民の住む権利が脅かされております。

なぜ、これだけマンション価格が上昇しているのでしょうか。区の要請にも記されておりますが、マンション、特に市街地再開発などで建てられた超高層や超高級マンションへの投機マネーが大きな要因の一つです。

まず、お聞きしますが、市街地再開発などによって造られたマンションに投機マネーによって住まいが脅かされる状況についてどのように考えていますか、ご答弁をお願いします。

今回、投機を目的としたマンション取引を規制する内容の要請が不動産協会に行われたことは、住み続けられるまちづくりへの一歩前進だと思います。一方、今回は要請、いわゆるお願いです。要請してもそれに不動産業者が応えなければ仕方ありません。事実、不動産協会は要請に対し、合理的でないと反発もしております。また、内容についても実効性あるものでないと意味がありません。

区長は、日経新聞のインタビューで、都市開発諸制度を活用して容積率を緩和する場合や市街地再開発で区として補助金を交付する場合で、事業者が区と調整しなければならず、実効性があると述べております。しかし、区内の多くのこうした事業は延べ床面積が広く、東京都の許認可権です。東京都が許認可権を持つ市街地再開発で建てられたマンションについてどのように実効性を持たせるのですか、ご答弁をお願いします。（スクリーンを資料画面に切替え）

さて、千代田区住宅基本条例は、第1条で、千代田区の住宅施策は、現在及び将来にわたり、全ての区民が人間として尊重され、都心にふさわしい安全かつ快適な住環境の下で、それぞれの世帯に応じた良質な住宅を確保できるようにすることを目標とするとうたっております。しかし、投機マネーがその世帯に応じた良質な住宅の確保ができない状況をつくり出しています。不動産協会の要請文の最後に、なお、区としては、引き続き区内のマンション取引の動向を注視し、今後必要に応じて対策を検討するとしております。

その検討の一つとして提案をしたいと思いますが、住宅基本条例の20条の2項で、区長は開発事業者に対して必要な住宅の供給及び住環境の整備、その他の適切な負担を要請することができるとしております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、この20条の開発事業者に対する要請を今回の不動産協会の要請の法的根拠に位置づけられるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか、区の見解をお聞かせください。

さて、マンションや土地の高騰の大きな要因は、国の規制緩和を小池都政が利用し、「国際金融都市・東京」などを掲げ、高級住宅を取り込んだ大型再開発や高層ビル建設を推進してきたことに投機マネーが集中したからであります。そして、千代田区も都や国とこれまで市街地再開発を進めてきました。今後も区内各所で再開発が計画をされております。率直にお聞きしますが、市街地再開発を進めながら今回のように投機マネー規制を要請することは矛盾するのではないのでしょうか、区長の見解をお聞かせください。

私は、今こそまちづくりの在り方を見直すべきだと思います。そこで投機マネーを呼び込む住民を無視したこれまでの規制緩和のまちづくりから、住民の声を取り入れた持続可能なまちづくりへの転換を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

続いて、**猛暑対策**について質問します。

今年の日本は記録的な猛暑に見舞われ、気象庁によると6月から8月の国内平均気温は平年より2.36度高く、観測史上最も暑い夏となりました。全国各地で気温が40度を超え、それに伴い熱中症の救急搬送も過去最大で、死者数も全国で過去最多となっております。今年のように記録的な猛暑にならなくても、来年以降も猛暑の夏になることが予想されております。それに伴い熱中症への対策が求められております。熱中症対策で有効なのがエアコンを使うことです。特に高齢になると体温調整機能が低下しやすく、暑さや寒さも感じにくくなります。高齢者世帯ほどエアコンの活用が大事です。そうした高齢世帯や障害者世帯への対策として、東京都は高齢者と障害者がエアコンを購入した場合、最大8万円の補助を8月30日から実施をしております。これは東京都がこの間実施してきた「家庭のゼロエミッション行動推進事業」のエアコンの買替えや購入に付与されていたポイント7万ポイントを最大8万ポイントに拡充したものです。この事業に登録している電気店等からエアコンを購入した際に8万円が値引きをされます。（スクリーンを資料画面に切替え）

ただ、東京都の補助の要件が省エネの高い性能のエアコン購入となっているために、8万円引かれたとしても、工事費を含めて20万から30万円近く費用がかかります。年金のみの高齢者世帯や障害を持つ方やご家庭は買替えや購入をちゅうちょする金額ではないでしょうか。この補助は自治体の補助と併用することが可能です。北区は独自に4万円、非課税世帯には7万円を上乗せして支給をしております。（スクリーン表示を元に戻す）

そこで、千代田区でも高齢者世帯や障害者世帯、そして生活が困窮している世帯に独自のエアコン設置の上乗せの助成の実施を求めますけれども、いかがでしょうか。

猛暑が続く中、まちを歩いていると日陰のありがたさを実感します。しかし、お昼時は太陽が真上にあるために建物がつくる日陰は少なくなります。そんな中で道路の街路樹がつくる日陰は歩行者にとって貴重なものです。炎天下の中、ひなたと日陰では道路の表面温度は20度以上差があります。（スクリーンを資料画面に切替え）

ところで、昨年の第4回定例会で、私は区に対し、上空から樹冠を地面に向かって水平に投影したときにできる陰影の面積が敷地全体に占める面積の割合、いわゆる樹冠被覆率の目標を持つことを提案しました。その際、区は樹冠被覆率の指標につきましては、暑熱環境の緩和に資する指標であると認識しており、今後、国や都、他の自治体の動向を踏まえて研究してまいりますと答弁しております。（スクリーン表示を元に戻す）

この夏のような災害級の猛暑がこれからも続くことを考えれば、またヒートアイランド対策も考えれば、樹冠被覆率の目標を研究ではなく検討する段階に来ているのではないのでしょうか、お答えください。

最後に、**外国人住民と多文化共生**についてお聞きします。

先に行われた参議院議員選挙で日本人ファーストを掲げ外国人政策の抜本的な見直し、生活保護など社会保障の制限や外国人労働者を差別するなど、排外主義とも言える政策を訴えた政党が議席を伸ばしております。自公政権もこうした流れに沿うように、外国人との秩序ある共生社会

推進室を設置、当時の林官房長官は、一部の外国人による犯罪や迷惑行為、各種制度の不適切な利用など、国民が不安や不公平感を有する状況も生じていると述べております。（スクリーンを資料画面に切替え）

しかし、外国人による国内での犯罪はここ２０年で大きく減っています。また、生活保護受給者数を見ても、外国人が倍増していると言いますが、生活保護世帯数全体が大きく増える中、外国人受給世帯の割合はほぼ横ばいです。こうした事実を見ずに外国人居住者犯罪や社会保障の不正利用が横行しているかのような発言を行うことは、私は大変問題だと考えます。（スクリーン表示を元に戻す）

私には、子どもの同級生の保護者や飲食店で働く人など、区内に住み働く外国人の知り合いがありますが、こうした動きに対して、私たちはこれから差別されるのではないかと、自分たちは普通に働いているのになぜという不安や疑問の声が寄せられております。今どこに行っても外国人労働者を見ない現場はありません。人口減少が問題になる中で、今や日本経済や社会は外国人労働者なしには成り立たない状況です。それにもかかわらず、日本で働く外国人は技能実習生の低賃金や長時間労働が度々報道されるなど、権利が保障されていない実態が少なからず存在します。それは言葉の壁や日本社会、法律などへの理解不足、こうしたことも原因となっております。このような日本に住み働く外国人が安心して働き、安心して住むことができ、権利も保障される社会をつくるのが私たち日本人にとっても安心できる社会につながるのではないのでしょうか。

７月２３日、全国知事会が外国人の受入れと多文化共生社会実現に向けた提言をまとめました。提言では、日本に住む外国人は自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民だとし、これまで自治体任せになっている生活支援や教育、医療、通訳などの支援を国に求め、外国人の受入れと多文化共生社会の実現に国が責任を持つべきだとしています。お聞きしますけれども、外国人は自治体から見れば日本人と同じ生活者であり、地域住民、区長も同じような認識をお持ちですか、お答えください。

こうした立場に立つならば、私は区の施策において日本人と外国人とに差があってはいけないと思います。区長は、招集挨拶で、区内に住む外国人に対し、区では地域の状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じた対策を検討してまいりますと述べました。一体何をしようとしているのか。外国人居住者の比率が高いお隣の新宿区では、外国人専門の相談窓口を設け、しんじゅく多文化共生プラザという外国人と日本人の交流の拠点施設をつくり、無料の日本語教室を運営するなど、外国人居住者を支援し、外国人と日本人が交流する施策を進めております。千代田区でも外国人が今後増えていくというのであれば、新宿区のように区内に居住する外国人の方への支援を強めることが必要だと思いますが、いかがでしょうか。区の考えを伺って質問を終わります。

（拍手）

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） 牛尾議員のエアコン購入助成についてのご質問にお答えいたします。

猛暑から身体を守るためには、今やエアコンを欠かすことができません。したがって、使

いたくないという方に対しましても、その重要性、適切な使用方法をご理解いただくことが大切と考え、特に高齢者の皆様方への戸別訪問などを通じまして繰り返し繰り返しお伝えしているところでございます。一方、今般の「東京ゼロエミポイント」の拡充でございます。本区といたしまして、現時点での上乘せ助成は想定しておりませんが、本区での実態の分析や、ご紹介いただきました事業を含め、他の自治体における事例の研究を行ってまいります。さらに、今般の拡充策が区民の皆様方のご利用につながりますよう、積極的に制度の周知を図ってまいります。

〔文化スポーツ担当部長中田治子君登壇〕

○文化スポーツ担当部長（中田治子君） 牛尾議員のご質問のうち、外国人住民と多文化共生についてお答えいたします。

まず、外国人住民についてですが、先日の区長の招集挨拶において、地域の生活者となる外国人住民という言葉で認識を既に申し上げております。

次に、外国人住民への対応についてですが、現在、区の現状や課題を把握した上で、多文化共生の考え方を計画として示せるよう議論を行う検討委員会設置の準備を進めております。今後は国の動向を踏まえながら検討を進めてまいります。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 牛尾議員の樹冠被覆率についてのご質問にお答えします。

ヒートアイランドの原因の一つは市街化の進行などにより地表面被覆の変化です。緑地は蒸散効果を有しており、その増加はヒートアイランド対策として有効です。そのため、千代田区ヒートアイランド対策計画においては緑被率を指標として用いています。千代田区では、緑豊かな都市景観の創出と良好な生活環境の保全等のために緑化指導を行っており、緑被率は2003年度の20.36%から2018年度の23.22%に増加いたしました。今後も建築物の建て替え等の機会を捉えて緑化を進めてまいります。

一方、樹冠被覆率の指標につきましては、前回答弁いたしましたように、暑熱環境の緩和に資する指標であるというふうに認識しており、国や都、他の自治体の動向を踏まえて引き続き研究してまいります。

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員のご質問にお答えします。

市街地再開発事業などによって造られたマンションに投機マネーによって住まいが脅かされる状況についてですが、市街地再開発事業によって建築されたマンションに限らずマンション全体の価格が上昇をしております。資材や人件費の上昇もありますが、投機目的の取引も一因にあると考えております。投機目的の取引が増えることにより過度な住宅価格の上昇、ひいては賃貸マンションにまで影響を及ぼし、区内に居住したい方々が住めない問題が生じます。また、居住実態のない住戸が増えれば地域コミュニティの希薄化やマンションの管理運営への悪影響等も懸念されます。こうした背景から、投機目的の取引について区としては重大な問題であると認識し、今回要請を行っております。

次に、東京都が許認可権を持つ市街地再開発事業に実効性をどのように持たせるのかですが、区内の共同住宅を整備する市街地再開発事業のほとんどは区が都市計画決定を行ってきており、事業は区と協議をしながら進めていきますので実効性は高いと考えております。

次に、要請の内容に関する住宅基本条例への位置づけですが、あくまでも今回は諸制度や再開発事業に関わる案件の要請であることから条例で対応することは考えておりません。

次に、市街地再開発事業を進めながら今回のような要請をすることは矛盾するのではないかについてですが、市街地再開発事業は老朽化した建物の更新や公共施設の整備、土地の高度利用を通じて都市の機能を向上させる重要な施策です。今回の要請は、市街地再開発事業等で整備されたマンションが投機目的で購入されることによる地域コミュニティの希薄化やマンションの管理運営への悪影響等を防止することにより都市の機能を向上させることに資するものであるため何ら矛盾はしておりません。

最後に、持続可能なまちづくりへの転換についてですが、区としては地域に集まる方々とまちの将来像を共有し、ご意見を伺いながら地区計画の策定や市街地再開発事業などのまちづくりを進めており、今後も引き続き多様な人々が快適に暮らし、交流し、地域に根差して生活できる持続可能なまちづくりを進めてまいります。

○7番（牛尾こうじろう議員） 7番牛尾こうじろう、再質問させていただきます。

まちづくりにおいて反省がないんじゃないかと私は思うんですね。この間、再開発によって、地権者の方が売って出ざるを得ないという方がたくさんいらっしゃいました。再開発されたマンションなどに住んだはいいけれども、管理費が上がっていった大変だという声も聞いております。そうして造り出したマンションに対して投機マネーが入ってきて、価格が上がっていると。さらに住みづらくなってきていると。これ、こうしたまちづくりの在り方がですね、在り方が投機マネーを呼んでいるわけですよ。それについて、今回はお願いベースなので条例的な提案をしないとか、あとは何ら市街地再開発を進めることと今回の要請は矛盾しないとか、そういうことでは今後も同じような状況が作り出されるんじゃないかと。もちろんその要請することは、私は一歩前進だと思いますけれども、さらにやはり実効性を持たせるような努力、あとはまちづくりの在り方というのを根本的に見直していかないと同じような状況が続くんじゃないかと私は思いますよ。なので、やっぱり住まいは人権という立場で、今回のこの問題についてもしっかりと実効性のあるものにしていく。また、まちづくりの在り方を見直していく。住宅施策を見直していく。そういう分岐点じゃないかと私は思うんですけれども、そこについての認識をお聞かせください。（ベルの音あり）

〔まちづくり担当部長加島津世志君登壇〕

○まちづくり担当部長（加島津世志君） 牛尾議員から再質問を頂きました。

投機目的でのマンション購入は問題であるとの意見は、認識は一致しているのかなというふうに思っております。先ほど申し上げたように、市街地再開発事業だけではなく、いわゆる一般設計のマンションでも、この販売のときに行われているというところは、我々もそれも一致しているんじゃないかなというふうに思っています。今回は要請ということで実効性が高い諸制度と市

街地再開発事業としてターゲットに据えたものですので、先ほどと答弁は一緒ですけれども、市街地再開発事業が投機目的マンションを誘導しているかの発言は、正直、ちょっと的が外れているかなというふうに私たちは認識をしております。

条例のお話ですけれども、昨日の区長答弁でもあったように、千代田区がまずは最初の一手を打ったというところが肝腎だというふうに考えております。要請先の不動産協会も、国交省の調査結果を踏まえ、投機的な短期転売の抑制を発信するという考え方に変わったという認識で、今、区単独で条例化というよりも、国や都、他自治体とも問題を共有して有効な手だてを検討し、進めていくことが先決であるかなというふうに考えております。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、２２番桜井ただし議員。

〔桜井ただし議員登壇〕

○２２番（桜井ただし議員） 令和７年第３回定例会において、自由民主党議員団の一員として一般質問をいたします。

初めに、**本区の帰宅困難者対策とその検証について**質問をいたします。

本年７月３０日、ロシアのカムチャツカ半島付近を震源とするマグニチュード８．７の巨大地震が発生しました。太平洋沿岸において３メートルの高さの津波が予想されるとして警報が出されましたが、幸いにも最大１．３メートルの津波が観測された程度で、翌７月３１日津波警報、注意報は全て解除されました。また、東京湾においては、晴海港で２０センチほどの潮位の上昇を観測しましたが、大きな被害につながる津波観測はなく、同様に解除されました。

さて、今回の事例を検証してみると、カムチャツカ半島での地震発生時から、ＮＨＫをはじめとした各テレビ局、ラジオ局によって帰宅困難者向けの様々な情報提供がなされました。本区も帰宅困難者向けに災害ポータルサイト、災害アプリの活用により、道路情報やＪＲ、地下鉄などの交通情報などを得ることができ、千代田区内のターミナル駅での大きな混乱はなかったと聞いています。しかし、首都圏では東海道線が運休した影響で、沿線の私鉄や地下鉄に帰宅困難者が押し寄せ、混雑が激化しました。このことなどを受けて、千代田区では一斉帰宅を抑制するため、帰宅困難者の一時受入施設の開設を要請しました。大手町、丸の内、有楽町などのオフィス街を有する千代田区においては、約５９万人と言われる帰宅困難者をどのように安全に誘導するかを課題として、現在では大量の帰宅困難者が一斉にまちにあふれることを防ぐため、一時的な滞在場所を確保する施策が取られています。（スクリーンを資料画面に切替え）

そこで質問します。区長招集挨拶の中でも触れられていましたが、千代田区に登録されている帰宅困難者一時受入施設は１０８か所と聞いています。その中で、今回、帰宅困難者対策の初めての試みとして発令された区内の協力企業や学校などへの要請は何か所に対して行われたのでしょうか。また、その結果対応がなされたところは何か所あって、何人の方が一時退避をされたのか。また、それらの施設との連絡はどのように行われたのでしょうか。そして課題についてもお聞かせを頂きたいと思います。併せて本年４月から行われている総合防災システムについても有効に稼働できたのか、併せて伺いたいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

災害の発生は勤務時間外であったり、祝日、休日に起こることも当然考えられます。平成２３

年3月11日に起きた東日本大震災のときには、協力施設との連絡がうまく取れずに、受入れができなかったところがありました。有事の際の連絡は難しいが、とても大切なことです。今回の帰宅困難者一時受入要請は利用者が少なかったようですが、しかし、帰宅困難者対策にとっては大変貴重な経験となりました。今後の施策につながるものと思います。いま一度振り返り様々に検証する必要があると思いますが、区のお考えをお聞かせください。（スクリーンを資料画面に切替え）

次に、**特区民泊と規制の見直しについて**質問をいたします。

民泊については、違法民泊やこれに伴う騒音、苦情、深夜の出入り、ドアの開閉音、ごみ出しのルール違反などと苦情が絶えず、毎日テレビや新聞をにぎわしています。（スクリーンの資料画面を切替え）前回の私の質問に対して、本区の違法民泊は全数の把握は困難な状況としながらも、昨年度1月までに11件、延べ62回の調査をしてこられたと述べられました。そして、運営事業者へは6施設について営業を中止するという厳しい指導を行っていると言われています。その後もインバウンドの来日数は相変わらず増加していますが、本区の民泊事業者数と違反件数の推移はどのようになっているのでしょうか。また、外国人による民泊経営の実態はどうでしょうか、お答えいただきたいと思います。（スクリーン表示を元に戻す）

本区の担当者は苦情や様々な情報が寄せられた場合には、届出などの状況を確認した上で、現地調査や利用者へのインタビューなども行っており、実態の把握に努めて大変ご苦勞を頂いております。（スクリーン表示を元に戻す）そのような中、他の自治体においては外国人によるマンションの1棟買いと、その民泊経営などが問題視されています。23区においても、民泊に伴う苦情から改めて条例改正を検討する区も始まりました。新宿区では、区内の届出住宅数は増加が続き、7月時点で都内最多の3,272件に上りました。苦情件数も前年度の1.8倍に急増したそうです。豊島区では、民泊による苦情、トラブルに対するため、現在の民泊条例を改正して、区内での営業期間を夏休みと冬休みに限定するなど、より厳しい改正を行うそうです。

千代田区においては、9年前に本区独自の特性に配慮したルールを策定し、民泊に対しては厳しい規制を行ってきました。しかしその後、コロナ感染症や外国人観光客の増加など、社会状況も大きく変わってきており、本区においても現状に見合った規制の見直しを行う時期に来ているのではありませんか、区のお考えをお聞かせください。

一方、国の新制度として特区民泊が示され、国家戦略特区に指定された区域で、なおかつ特区民泊条例が制定されている自治体であればこれを行うことができるとし、東京23区では羽田空港を持つ大田区が、そして大阪万博開催地の大阪市などが取得し、件数は特区民泊全体の95%を占めています。特区民泊の指定を受けると180日間の営業日数が制限なく行われるために苦情も多くなっています。そのような中、大阪府寝屋川市では、外国人利用者のマナー違反から特区民泊を返上するとの申出がありました。日本政府観光局によると、観光客は東京、大阪、京都などの都市部に集中をしており、この3都市圏に約7割が集中。中でも千代田区、新宿区、渋谷区は特に人気が高いと言われています。仮に東京都から特区民泊の申請の働きかけがあったにしても、本区としてはこの制度には乗らない覚悟が必要だと思いますが、区としてのお考えをお聞か

せください。特区民泊に対する本区の対応と制度ができて9年がたつ今、現状に見合った民泊制度の見直しを行う必要があると思いますが、区のお考えをお聞かせください。

最後に、千代田区が一般社団法人不動産協会に対して、区内の投機目的でのマンション取引などに関する要請を行ったことについて伺いたいします。

内容は、購入者が引渡しを受けてから原則5年間は物件を転売できないように特約を付すること。同一建物において同一名義の者による複数物件の購入を禁止することを要請しています。また、対象とする建物は再開発に関わる物件で、総合設計などの都市開発諸制度を活用して容積率を緩和するものや市街地再開発事業で区の補助金を交付するものとしています。これらの要請でどれだけの効果があるかは分かりませんが、そもそも販売価格は市場経済のメカニズムである需要と供給のバランスと諸条件の中で決められるものだと思います。この要請で一般社団法人不動産協会は、合理的な規制なのか疑わしい。協会としてやる意味は感じていない。転売規制の実効性につながるとは疑問として、今回のことには慎重なコメントを出しています。

しかし、不動産研究所によると、今年1月から6月の東京23区の新築マンションの平均販売価格は1億3,064万円と、対前年20.4%にも上昇しています。中古マンションにおいても同様に、1億円超えの物件は全体の15.5%を占め、何と7軒に1軒の割合となっているそうです。

さて、このように販売価格の上昇が続く中、不動産物件は区民の手の届かないものとなっており、千代田区に住み働き続けたいと願う区民の要望とは大きくかけ離れたものになっています。さらに、近年円安や日本市場の安定から、外国人による投資目的での都心マンションの購入が増加をしており、建築費の高騰と併せて価格の高騰の要因となっています。このような現状から、国土交通省は、外国人による投資目的の実態を把握するため、登記情報を使って初めての調査を行うことになりました。また、本区においても同様に調査を行ったと聞きますが、どのような調査を行ったのか、そしてその結果はどうであったのかお答えください。

不動産調査会社の東京カンテイの高橋雅之氏は、外国人による不動産購入は法的には問題ないが、短期の転売など、投機的な転売が拡大すれば相場を押し上げ価格が上昇する心配があるとしています。ちなみにカナダでは、外国人の住宅購入を禁止し、ニュージーランドでは、国民と永住権保持者以外の人が中古住宅を購入することができないそうです。

日本経済新聞によると、三菱UFJ銀行が不動産デベロッパーに聞き取った調査で、昨年度後半に千代田区、港区、渋谷区で販売したマンションのうち、外国人が取得した割合が2割から4割を占めていたと聞いて驚きました。

ここで質問します。まずは投機目的による居住実態のない不動産取引は、価格の上昇だけでなく、あらゆる面で様々な悪影響を与えます。区民が安心して千代田区に住み続けることができるよう、行政としてしっかりとした対応を行う必要があると思います。適正な価格が維持できるような区としてのお考えをお示してください。

以上3点について質問をいたしました。明快なご答弁を期待し一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔地域保健担当部長高木明子君登壇〕

○地域保健担当部長（高木明子君） 桜井議員のご質問のうち、特区民泊と規制の見直しについてお答えいたします。

まず、民泊事業者数と違反件数の推移です。民泊事業者数は令和7年9月1日現在、16事業者、届出数41件で、令和6年度末から4事業者、9件増加しています。違法民泊に対する指導件数は、令和6年度は13件、延べ71回で、令和5年度と比較して9件、延べ67回増加しています。外国人による経営実態については、届出者の国籍は民泊の届出事項になく把握ができない状況にあります。

次に、国家戦略特別区域法に基づく特区民泊についてです。ご指摘のとおり、東京都は国家戦略特区の指定地域となっており、当区でも認定は可能であります、区としましては今後も特区民泊の認定は予定しておりません。

最後に、現状に見合った民泊制度見直しについてです。本区は、住宅宿泊事業法施行当初から、区民の生活環境の確保のため、条例において区独自の制限を設け民泊の規制を行ってきたところです。しかし、昨今の複数の自治体での民泊施設による苦情の増加と同様、本区においても苦情や相談件数は増加傾向にあります。民泊施設による今後の生活環境悪化を未然に防ぐために、現行条例の改正を含め、見直してまいります。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） 桜井議員の投機目的でのマンション取引等に関する要請についてのご質問にお答えします。

まず、要請に当たり区が行った調査についてですが、登記の動きにつきましては国交省も注視しており、実態調査を行うとの方針を示しています。国は登記簿の情報を基に調査を行う予定ですので、区も同じやり方で近年竣工した区内のマンションについて登記簿を調査いたしました。結果として、あるマンションでは登記簿にある住所が当該マンションの住所でない方が全体戸数の7割に達していることが分かりました。また、登記簿調査と併せて区内でマンション開発を行った実績のある事業者へのヒアリング調査等を行っています。公開を前提に実施したヒアリングでないため詳細はご説明できませんが、ヒアリングを通じて国内や海外からの投機目的での購入が一定数行われていることが分かりました。

投機目的の取引の抑制ですが、今回の要請は一部事業者が販売するマンションで実施しているものです。要請の対象は、市街地再開発事業等に伴って販売するマンションであり、区と協議をしながら進めていく事業となることから効果を高めてまいります。

次に、区民が安心して住み続けられるための区としての対応についてでございます。今回要請を行った投機目的の購入抑制と併せて住宅を増やすことが重要と考えています。住宅供給に当たっては、新築に限らず、中古や賃貸、リノベ・アフォーダブル住宅など、様々な面からの検討が必要と考えております。例えば、1980年以降の耐震基準を満たした築30年程度のかかなり古めのマンションのリノベにつきまして、民間だけで進まないような物件を行政が後押しする。または老朽化したオフィスビルなどをリノベーションするなど、都のアフォーダブル施策とも連携

しながら調査・検討をまいります。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 桜井議員の帰宅困難者対策に関するご質問にお答えいたします。

7月30日、カムチャツカ半島地震の津波の影響により、一部の鉄道に運転見合せや遅延が発生したことから、区と協定を締結している108の帰宅困難者一時滞在施設に対し、MCA無線や東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム、通称キタコンDXを用いて受入要請を行い、うち12施設が開設いたしました。受入可能人数約3,700人のところ、幸いにして施設利用者はなく、駅周辺の混乱もございませんでした。

次に、総合防災情報システムの稼働状況や課題、今後の検証についてです。当日は東京駅周辺のライブカメラやSNS情報収集機能を活用して人流情報を確認するとともに、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況について同システムで一元管理し、区のホームページや公式X、LINEなど、多様な手法を用いて効率的に発信しました。課題につきましては、施設によってキタコンDXの操作に慣れない点が見受けられたことです。キタコンDXの熟練度がさらに高まるよう、今回開設した施設管理者から意見聴取し、帰宅困難者地域協力会の訓練方法の改善など、今後の検証に生かしてまいります。また、帰宅困難者一時滞在施設の開設状況をよりスピーディーに発信するためには、キタコンDXと区の総合防災情報システムの連携が不可欠です。今後は都とも連携し、両システムのAPI連携を行い、正確な情報をリアルタイムで発信できるよう努めてまいります。

○22番（桜井ただし議員） 22番、議席より再質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございました。帰宅困難者対策、最後にご答弁いただきましたが、この件について再質問をさせていただきます。

12施設が開設を頂いたということで、大変ありがたいことだと思います。私、質問の中で、今回の件について大変貴重な経験ですということをお伝えしました。というのは、そう何度あっても困りますけども、津波による帰宅困難者が来た、そういった実体験を基にどのような施策をこれから組んでいかなくちゃいけないのかと、そういうようなことというのは、そう何度あるわけじゃないわけで、ですから、今回この経験というものをぜひ生かしていただきたいと。今どのような連絡で帰宅困難者の受入施設、協定を結んでいる施設が対応していただけるかというようなお話を頂きましたけども、やはりこういうことというのは、1回、2回でやるのではなくて、やはり、例えば大手町、丸の内からの動線を考えて、（ベルの音あり）いろいろな方面に帰宅困難者の施設というのはあるわけですから、そういうようなグループごとの会議を行うとか、私はそういうようなことを繰り返していくということが大変必要なんだろうなというふうに思っています。先ほど無線の話もお伺いしましたが、今後の中でこういう貴重なことを生かしていただきたいという思いで、区のお考えをもう一度お答えを頂きたいと、よろしくお願いをいたします。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 桜井議員の再質問にお答えいたします。

今回7月30日の帰宅困難者の受入施設、滞在施設に開設いただいた施設管理者のほうに一部ヒアリングをしたところ、MCA無線が届かないケースもあったといった話もございました。そういう意味では熟練度を高める必要があるといった認識を持っております。

今後、桜井議員のご指摘のとおり、より内容の濃い訓練を繰り返し行うとか、また、今回12施設ヒアリングを全ていたしまして、意見聴取をいたしまして、今後こういった内容の訓練がよいのかというのもしっかり聞いて、訓練内容に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（秋谷こうき議員） 議事の都合により休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時08分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番のざわ哲夫議員。

〔のざわ哲夫議員登壇〕

○3番（のざわ哲夫議員） 令和7年第3回定例会に当たり、日本維新の会議員団の一員として一般質問を行います。

私からの大きな質問は五つございます。

質問1、千代田区で「デジタル通貨・地域ポイント制度」早期導入についてご質問させていただきます。

デジタル地域通貨・地域ポイント制度導入の思いを込めて、エンブレムを作成してみました。スクリーンをご覧ください。（スクリーンを資料画面に切替え）

千代田区はDX戦略の中で地域のスマート化、地域が主役となるデジタル活用の取組を進め、地域通貨、地域ポイント制度の検討も明記されています。区では、地域通貨・地域ポイント活用検討支援事業など導入に向けた支援体制を整えるためのプロポーザルを行っており、このような政策意図や準備があるので導入した際のメリットを生かしやすい条件がそろっています。千代田区では、デジタル地域通貨・地域ポイント制度を導入した場合に期待できる主なメリットは以下の6点です。（スクリーン表示を元に戻す）

①地域経済の活性化。通貨・ポイントが区内の店舗で使われることで消費を地元へ勧誘、区外へのお金の流出を抑える効果があります。地域通貨、ポイント還元やプレミアム付与。例、1万円チャージで1万1,000円分利用可を行えば、区民、来街者の購買意欲を刺激できるなど、消費刺激、物価高騰対策、ポイント還元キャンペーンを通じて消費者に使いたくなるインセンティブを与えられます。キャッシュレス決済導入が進んでいない店舗でも、地域通貨・ポイントを入り口にすれば、新たな顧客獲得や決済の効率化が期待できます。

②住民サービス、コミュニティへのメリット。ボランティアや清掃、防犯活動、防災訓練、健康イベント参加にポイントを付与すれば住民の参加意欲は高まります。区民活動でためて区内店舗で使う仕組みをつくることで、区民、店舗、行政が結びつきます。千代田区でもコミュニティ

活動などを促進する手段として地域ポイント制度を検討しています。

③行政、政策運営へのメリット。区のDX戦略の地域スマート化の一環として、行政サービスのデジタル基盤を整備できます。デジタル通貨・ポイントの利用データを活用して、区民の消費傾向、店舗のニーズなどを把握で、行政サービスの効率化や政策設計の精度向上に役立ちます。

④コストの低減。運用も電子化で自動化、効率化ができます。都度キャンペーン用の紙券を準備、郵送する必要を減らせ、行政コスト、時間コストの削減が見込めます。

⑤付加価値の創出、差別化。アプリやデジタルプラットフォームを通じ、地域特有のイベントや地域ブランドを生かしたキャンペーンを行うことで地域の魅力を高められます。千代田区には文化施設、観光資源、歴史的資産が多いため、それらと地域通貨を結びつけて付加価値創出、観光や地域ブランドの強化ができます。

⑥公平性、包摂性の促進や支援策。低所得者、高齢者など、従来のキャッシュレス決済に入りにくかった人々にもポイント制度やサービス体制を整えれば参加の機会が増やせ、子育て世帯、高齢者へのポイント付与を行えば、生活支援策としての機能も果たせます。制度導入にはメリットを見るだけでなく、税金を投入するため、導入を運用する上での以下三つの課題を含め全ての課題を解決しないと導入できません。

①利用者、店舗の導入コスト、心的ハードルの解決。スマホ操作が苦手な高齢者など、デジタル慣れしていない人が参加しにくい加盟店のシステム導入や手数料なども障壁になる可能性があります。デジタルがどうしても苦手な方々に現金だけ、ご商売の方々への対策も忘れてはいけません。

②維持コストと資金確保。初期構築、運用、保守、キャンペーン実施予算が必要。還元率の高さやプレミアム性を維持するための予算も必要です。

③公平性、安全性の問題。誰もが使えるようにするための支援、スマホ貸与、操作支援などがが必要です。利用データの収集や管理、個人情報扱いなど、透明性と安全性を確保する必要。他事業者、他自治体と連携した場合の互換性や技術的整備、サイバー攻撃対策など。

現在、東京23区でデジタル地域通貨や地域ポイント制度を導入している主な自治体は6区。港区、中野区、世田谷区などがあります。各自自治体が経済活性化や地域課題解決のために独自の取組を進めています。中野区は「なかペイ」というデジタル地域通貨を導入。地域の店舗での支払いに利用できるほか、区のキャンペーンやイベントでポイントが付与されることがあります。世田谷区は「せたがやPay」というデジタル地域通貨、ポイント事業を展開しています。区内の消費を促す目的で、プレミアム付商品券発行やキャッシュレス決済の普及を進めています。千代田区もデジタル地域通貨・地域ポイント制度の早期導入に向け、令和7年度も予算を計上して全ての問題解決対策検討、導入の可否を研究・判断して早期導入してはいかが。

質問2、千代田区物価高騰対策区民の暮らし支援事業の当面、年2回実施は、または年1回でも今年の5,000円以上の支援事業継続はいかがについて、3点ご質問させていただきます。

日経平均株価史上初の4万5,000円突破、豊かになったのはどなたですか。日本経済、物価上昇と経済成長の低迷が同時に進行する厳しい状況は今後も継続する可能性が極めて高いと思わ

れます。その中、千代田区では物価高騰対策、区民の暮らし支援事業を積極的に推進しており、最近行われた「暮らし応援ギフトカード」事業だけでなく、低所得者特別支援給付金、中高生支援給付金など、多面的な助成制度を実現しております。これらは区民生活の安定化と地域経済の循環促進を同時に達成する賢明で戦略的な政策として位置づけており、区民からも多くの喜びの声が届いています。

質問（１）過去２年の現金給付と今回のプリペイド型ギフトカードについて、コスト、迅速性、給付実績、費用対効果等、比較観点も含め、今回の５,０００円プリペイド型ギフトカードの効果検証はいかが。従業員の手取りが上がり、さらに雇用主も給料を上げられない悪循環、社会保険料を下げることで手取りが上がる、経済が活性化するという経済政策も目指しながら、インフレに賃金上昇が追いつかない状況で、物価高騰対策、区民の暮らし支援は区民の命に関わる喫緊の課題でありご要望も多いです。

質問（２）年１回給付から年２回給付へのご要望も多いです。コスト面を考えると、年２回はコスト高になるなら年２回分の金額を１回で行う所得税、雑所得等も検討して、受給者が非課税で可能な範囲で毎年の給付を続ける支援事業継続はいかが。給付金を現金配付等に変えて、デジタル通貨配付することで、事務処理の効率化、区内経済への効率的な還元、政策効果の詳細な分析で効果検証能力向上も期待されます。

質問（３）、デジタル地域通貨での給付の検討もいかが。

質問３、千代田区花火大会開催について、３点ご質問させていただきます。

質問（１）千代田区で２０２３年から３年間の手持ち花火解禁の取組の成果と課題。子育て支援施策や地域のコミュニティ活性化への効果等、効果検証について、区長の認識を確認します。

質問（２）手持ち花火解禁の成功を踏まえ、千代田区独自の花火大会開催の発展的検討、開催可能性について区の見解を求めます。千代田区は江戸天下祭、古本まつりやさくらまつりなど、大型イベントの豊富な開催の実績を有し、２００８年６月の財団法人まちみらい千代田イベントの「経済波及効果等評価に関する調査報告書（概要版）」では、区内の事業者の付加価値、営業余剰、雇用者所得と事務局の経費を比較した場合、さくらまつりや古本まつりは大きく経費を上回る付加価値の増加が計測されたと報告があります。

①日比谷公園等での具体的な開催検討は。花火大会の開催場所として、例えば日比谷公園の活用可能性を検討しては。同公園は面積約１６．１ヘクタールの広大な都立公園で、野外大音楽堂や小音楽堂など、多様な施設を備え、日比谷音楽祭等の大型イベント開催実績も豊富であり、お昼のイベントの後に打ち上げ花火を楽しむという案もいかが。ほかの場所での検討もいかが。

②夏だけでなく、秋冬開催等、柔軟な開催検討はいかが。例えば秋の澄んだ空気の中で開催される花火大会は夏とひときわ違う趣があります。夏秋冬、いつにするか柔軟な検討はいかが。花火大会実現は以下の経済効果が期待されます。

①千代田区さくらまつりが１００万人超の来場者を集めるように、花火大会も新たな観光資源として大きな集客効果、観光振興効果が見込まれます。

②区内イベントは高い地域経済波及効果をもたらすことが実証されており、地元周辺商業施設

への大きな経費を上回る付加価値の増加、享受が期待されます。例えばふるさと納税〇〇ホテルペア宿泊券1泊2名様分。ふるさと納税VIP席1卓4名様。ふるさと納税テーブル席1卓4名様。ふるさと納税ペアシート座席1卓2名様。ふるさと納税パイプ椅子座席1名様など、席代金等を体験型ふるさと納税で集めます。ほかにも協賛金を集める会場周辺販売部分を区の各商店街の各店舗、地元事業者で販売所を優先的に割り当てて、区外から人が集まるほか、区、地域、事務局として持ち出しが少なく、イベントにお金を落としてくれるので、区内外の方々のお金で区内の事業者が、地元経済が潤います。

③手持ち花火が3年連続で好評を博している実績を踏まえ、家族向けイベントとして思い出づくりの場を提供し、世代を超えた交流機会を創出し、子育て支援、地域コミュニティ効果が見込めます。千代田区はふるさと納税を体験型も含めてお礼品の品目を増やす方向ですので、まず千代田区の様々な既存のコンテンツ、イベント、ふるさと納税体験型をお礼にできないのかの点も恒常的に効果検証し、可能性を検討していくことは、区のふるさと納税増となり、区民に恩恵だと思います。そして新規のコンテンツ、イベントも同様のことをすると区民に恩恵だと思います。東京都をはじめとする関係機関との協議を通じて。

質問（3）千代田区民らしい特色を生かしたふるさと納税の体験型お礼品にもなる区内外の方々のお金で区内の事業者が、地元経済が潤う花火大会の開催可能性について検討すべきことを強く推奨しますがいかが。

質問4、令和8年度以降の猛暑対策として、区民**全世帯対象の家庭用エアコンの新規購入、法定耐用年数経過等による買い替え、修理の補助金**について、以下3点ご質問させていただきます。

千代田区人口動向と人口推計（令和5年度）によると、区の老年人口比率は2020年時点で16.9%、1万786人ですが、将来推計では2040年には19.6%、2065年には25.9%まで上昇が予測されています。熱中症による救急搬送も深刻で、2020年6月から9月には62人が搬送され、前年の47人から31.9%増加しています。特に注目すべきは、東京都全体では、熱中症救急搬送の41%が住宅等、居住場所で発生している一方、千代田区では11%、7人と低い割合ながらも、確実に室内での熱中症が発生している事実です。

このような千代田区の高齢化と熱中症の実態の中で、質問（1）区内高齢者、障害者世帯の室内熱中症のリスクとエアコン未設置世帯の実態について、区の実態把握等の認識はいかが。また、東京都の先進的取組として、東京都は2025年8月から高齢者、障害者世帯向けエアコン購入補助を最大8万円拡充しています。千代田区には省エネルギー改修等助成制度があり、住宅向けでは上限125万円の助成を行っていますが、住宅用エアコンの単体は対象外となっています。事業所ビル向けには空調設備として対象経費の20%補助がありますが、一般住宅の高齢者世帯には直接的な支援がない状況です。

それを踏まえて、質問（2）平成8年度以降、区内高齢者、障害者世帯の東京都の高齢者、障害者世帯向けエアコン購入補助制度との連携や、区独自の上乗せ補助の検討はいかが。来年度も夏の猛暑が予想されています。

①救急搬送や受診件数の減少により地域医療費負担を軽減という医療費削減。②制度周知を通

じた見守り活動の強化という地域福祉向上の観点からも、猛暑から区内高齢者、障害者世帯のみならず、全世帯の命を守る重要な制度検討が進展することを期待いたします。

そこで質問（３）平成８年度以降は現行の区の省エネルギー改修等助成制度を拡充するなど、区民全体対象の室内熱中症対策を目的とした家庭用エアコン新規購入、法定耐用年数経過等による買替え、修理の補助制度の新設はいかが。

質問５、千代田区ドライ型ミスト実施事業について、１点ご質問させていただきます。

（１）例えば、千鳥ヶ淵公園での実施事業は、多くの方々が涼み、非常に好評な声が寄せられている。効果検証を十分して、その結果を踏まえて、来年は６月からの開始と設備を千代田区内に増設してはいかが。

以上、区長、教育長並びに関係理事者の皆様には明快かつ前向きなご答弁をお願いできましたら幸いです。以上をもちまして、令和７年第３回定例会、日本維新の会議員団の一員としての質問を終わります。皆様、ありがとうございました。（拍手）

〔保健福祉部長清水 章君登壇〕

○保健福祉部長（清水 章君） のぞわ議員のご質問にお答えいたします。

本区ではおおむね７５歳以上で介護保険サービスを利用されていない方を対象に、高齢者あんしんセンターの専門職員がご自宅への戸別訪問を行っており、その数は年間で３，５００件を優に超えております。また、夏季、猛暑の時期には、これに加えて８５歳以上の介護保険サービス未利用の方のうち、独り暮らし、または高齢者のみ世帯の方を対象にいたしまして看護師による戸別訪問を実施し、体調のご確認はもとより、エアコンの適切な使用や熱中症の正しい知識等について普及啓発を行っているところでございます。この結果、ほとんどのご家庭でエアコンは設置されているものと認識をしております。一方、今般、東京都におきまして、８月３０日から、高齢者や障害のある方を対象にエアコンの購入助成として「東京ゼロエミポイント」が拡充されたことは議員ご指摘のとおりでございます。このため、本区といたしまして、独自の上乗せ策と新たな制度の想定はしておりませんが、区民の皆様方のご利用につながりますよう、積極的に本制度の周知を図ってまいりますとともに、お問い合わせに対しまして丁寧にご案内をしてまいります。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） のぞわ議員の物価高騰対策、区民の暮らし支援事業に関するご質問にお答えいたします。

まず、プリペイド型ギフトカードを配付した効果についてですが、区民の皆様の家計支援において有効であったと考えております。カード形式を採用することで申請手続が不要となり、迅速に区民の皆様のお手元に届けることが可能となりました。申請手続の簡素化により、現金給付よりも少ない職員数で対応できたことなど、コスト面でも効果があったと考えております。また、カード形式の特徴として購買動向をデータで収集できることが挙げられます。データ分析の結果、区内店舗で活発に利用されていることを確認しており、区内経済にも一定の効果があったものと考えております。

次に、本事業の継続実施についてですが、本事業は令和7年度限りの時限事業であり、現時点で次年度以降の実施は予定しておりません。今後の物価高騰対策については、国の動向や社会経済情勢等を踏まえ、区として必要な施策を適時適切に判断してまいります。

デジタル地域通貨での給付に関するご提案ですが、物価高騰対策として実施する場合、対象者が幅広い世代に及ぶことになるため、その手法を導入した場合のメリット、デメリットを考慮する必要があると考えております。デジタル地域通貨の導入に関する全庁的な検討も踏まえ、適切な給付方法について研究してまいります。

次に、千代田区独自の花火大会のご質問にお答えいたします。ご提案のような規模の花火大会の開催に当たっては、火薬類取締法施行規則等によって、打ち上げ場所から一定の立入禁止区域を設けなければなりません。ご提案の日比谷公園にあっては、東西約300メートル、南北約500メートルと一定の広さがありますが、園内には樹木や建物が存在し、また立入禁止にする方法など、運営上の課題や、近くに皇居や霞が関が隣接する地域であり、セキュリティ上のリスクも想定され、新たな観光イベントの一つのアイデアではあると思いますが、公園管理者の許可も含め開催は困難であると認識しております。

〔環境まちづくり部長藤本 誠君登壇〕

○環境まちづくり部長（藤本 誠君） のぞわ議員の手持ち花火の効果検証に関するご質問にお答えします。

令和5年度に神田児童公園と東郷元帥記念公園の2か所で3日間の試行を行って以降、昨年度と今年度は7月中旬から9月上旬までの土日計16日間、8か所の公園で手持ち花火の利用を実施しました。実施に当たっては、利用状況の見守りや危険行為の注意、消火準備のための係員を各公園に配置し安全な運営に努めたところです。3年間で延べ1万7,000人程度の親子連れやお子様を通じた友人仲間などにご利用いただきましたが、近くで花火ができてうれしい、夏の思い出ができたといった意見を頂くなど、大変好評であり、親子で充実した時間を過ごしている姿が見受けられました。一方で、より一層の区民への広報が課題であると認識しています。本事業は子育て支援や地域コミュニティ活性化にも資することから、区民から頂いた意見や課題を踏まえながら、庁内関係部署と情報の共有を図りながら丁寧に対応することで、来年度以降も持続可能な取組として定着させてまいります。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） のぞわ議員の全世帯向けのエアコンの新規購入助成等に関するご質問にお答えいたします。

東京都が省エネ家電の普及策として高齢者や障害者の方を対象に省エネ性能の高いエアコンを購入する際の補助を行っているという現状の中で、区独自に全区民を対象とした補助を行うかどうかにつきましては、その必要性や効果等を含めた検討が必要だと考えております。一方、この都の補助制度につきましては、区としても積極的に区民への周知に努めてまいります。

続きまして、ドライ型ミスト事業に関するご質問にお答えいたします。

本区で8か所設置しているドライ型ミストは、毎年それぞれその設置場所において、温度、湿

度、稼働時間などの効果検証を行っています。また、区民の方から寄せられたご意見も踏まえ設置位置の修正等も行っております。この効果検証の結果等を踏まえ、また近年の気候、例えば、猛暑日の状況等も考慮いたしまして、来年度の設置開始時期の前倒しや設置場所の増設などについて検討してまいります。

〔デジタル担当部長夏目久義君登壇〕

○デジタル担当部長（夏目久義君） のさわ議員のデジタル地域通貨・地域ポイントに係るご質問にお答えいたします。

デジタル地域通貨・地域ポイントの取組にはそれぞれにメリットや課題があり、現在、導入可能性の調査・検討を進めています。議員ご指摘の課題は区としても重要な視点だと認識しています。例えば、デジタル地域通貨では、既存の決済手段から利用を誘引して継続性のある事業とするため多額の費用を投じて利用促進のキャンペーンを適切な規模とタイミングで実施することが求められます。また、地域経済対策を目的に特定の協力店舗で利用するのが一般的であり、給付の手段としての適切性は慎重に検討する必要があります。さらに安心して利用可能なシステムの構築、デジタルデバйд層への対応なども適切に行うことが求められます。

デジタル地域ポイントについても、ポイント付与にふさわしい事業の選定、行動変容を促す適切なポイント設定のほか、地域通貨と同様にシステム、デバйд層への対応がやはり課題となります。一方、地域経済の活性化やコミュニティの創出、動態調査への活用など様々な効果を期待できることもご指摘のとおりです。いずれの取組においても導入自体を目的とすることなく、本区で実施する意義は何か、実施する場合にはどのような形が最適であるのか、D X戦略に基づき精力的に調査・検討を進め、早期に結論が得られるよう努めてまいります。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、4番小枝すみ子議員。

〔小枝すみ子議員登壇〕

○4番（小枝すみ子議員） 令和7年、2025年第3回定例会に当たり、一般質問をいたします。

まず初めに、個人情報保護について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

地方自治体は、子育て、教育、福祉、まちづくりなど、区民生活に密着した多くの個人情報を保有します。これらの情報に本人がアクセスし、事実と異なる場合は修正もできるというために保有個人情報開示制度があります。私は、この夏、人権に関わる緊急案件についてこの制度を利用する機会を得ました。そこで改善したほうがよいと感じた点を含め質問いたします。

千代田区では、職務上ということで住民の動画を撮ったり、事業者撮影させて提出させるといったことが起きています。これら動画に映る住民個人の肖像は区が保有する自己の情報に当たるのでしょうか。また、自分の情報にアクセスし関与する自己情報コントロール権については、千代田区はどのようにお考えかをお答えください。

次に、当該制度につき窓口体制の不備について伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）こちらをご覧ください。情報公開は総務課が窓口ですが、個人情報保護は情報システム課が担当で、住民対応の窓口も表示ありません。他区では、区政情報課、あるいは情報係など、同じ組

組織で対応するのが通例ですが、千代田区はなぜか二つの課に分けてしまいました。住民が窓口に来ることを想定していないかのようにです。実際は年間40件から80件、保有個人情報開示請求件数は決して少ない数ではありません。これが改善を要する1点目です。（スクリーンの資料画面を切替え）

2点目、開示に要する日程について。請求の翌日から15日以内、特別な事情がある場合は45日以内と条例に書かれていますが、こちらのようには90日というのは特例の2倍ということになります。その理由は、職員の日常業務に支障を来すというのです。ちなみにこの開示請求は官製談合において上司の指示命令で罪を担わされた元部長が、千代田区によって上司の指示命令が何もなかったと結論づけられ、一方で彼個人にのみ退職金の返還請求を行うという非人道的な処分があったことに納得ができず、本人の委任状を頂き私が開示請求を行ったものです。そして、今現在も必要な情報は開示されておらず、なぜどのような根拠と理由で処分がされたのかを知ることもできないまま期限以内に不服審査請求をせざるを得ませんでした。これは人道に反していますが、委員会がありますのでここでは触れません。

こうしたことがないよう、体制の充実と窓口を含めた組織の一元化を求めていきたいというのがこの質問です。

3点目となります。別案件ですが、録音動画情報の開示について伺います。「行政手続事務体系」第6章というところに、国の検討会においては2003年録音テープの部分開示が認められたと書かれていました。しかし、千代田区では住民からの請求があっても予算がなく技術もないという理由で録音や動画の開示には応じていません。司法は住民に関する録音や動画の記録開示を妨げてはいません。住民思いの自治体であれば、たとえ行政に不都合な情報であったとしても、求めに応じて開示できるということになるはずです。住民の映像は撮らせてもらうが本人には見せないということでは自己情報は権力のほしいままとなり、人権感覚の低い自治体とのそしりは免れません。せめて対応できるよう予算化、もしくは技術的な対応ができるスタッフの確保についてぜひ検討いただきたいと思いますが、お考えを伺います。（スクリーンの資料画面を切替え）

次に、大きな2点目、**都市型環境政策の推進**について伺います。

まず、千代田区が秋葉原で実証実験をしたペロブスカイト太陽電池の今後の活用についてです。「2050ゼロカーボン千代田」に向けて精力的に歩みを進めていることには敬意を表します。しかし、これからは積み上げてきた実践の体系化がもう少し必要だと感じています。私も令和3年「発電する窓」ということで提案をさせていただいたわけですが、このペロブスカイト太陽電池は薄い軽い曲がる、窓や壁面など、都市部の建物に設置可能で、千代田区において大変有効な次世代型再生可能エネルギーだと私も思います。千代田区が行った実証実験の成果はいかがだったのでしょうか。今後の展望をどのように思い描いているのかお聞かせください。

かつて千代田区でも新たな公共施設を建てる際は再生可能エネルギーや雨水利用促進、ビオトープの設置など、民間建築の範となるよう環境配慮指針というものがありました。（スクリーンの資料画面を切替え）

とりわけ学校建築へは環境教育並びに災害時の拠点として太陽光、地熱、コジェネなど、多様

な取組を試みてきました。しかし今では環境配慮の考え方も、ZEB、ゼロ・エネルギー・ビルや国産木材の活用、屋上壁面緑化、バイオマス活用などなど、さらなる進化を遂げています。施策の体系化や取組、さらなる見える化が必要ではないでしょうか。

次に、地方連携と国産木材活用について伺います。婦恋や飛騨高山などへの植樹は地方連携の重要な取組ですが、樹種はどのようなもののでしょうか。生態系の貧困が動物を追いやっていることを心配する区民に聞かれることがあります。森林の多様性を促す植林となっているのかどうか現状を教えてください。（スクリーンの資料画面を切替え）

私たち大都市に住む住民が地方の森林を豊かにしていくために植樹などの貢献をしていくことは大変重要です。国産木材の活用が促進されれば森林再生はこれがなければ完結しません。幾つかの都市で試みているように、学校校舎への国産木材木質の活用、保育園や子ども施設室内への活用など、森林環境譲与税の使い道としても木材利用は地方への貢献であるだけでなく、都市にあって呼吸できる居心地のよい空間づくりにも欠かせないものとなっています。公共建築への国産木材活用を進めることはもちろん、民間建築への後押しをしていくことで都市環境に資するというお考えがありますでしょうか、お考えを伺います。（スクリーンを写真画面に切替え）

次に、過日、港区のエコセンターを訪ねる機会がありました。こちらです。千代田区でも大人から子どもまで集い、企業との連携拠点になり得る環境センターの必要性について、どのような将来計画があるのかを改めて伺います。港区エコセンターには屋上菜園がありました。菜園は樋口区長もかねてより力を入れていたと記憶しておりますが、現実の進捗が見られていません。港区では、ビオトープや菜園の専門家を指定管理者の中に確保することで、現場の負担とならないように持続可能な体制をつくっていました。千代田区においても、拠点となり得る環境センターや専門的人材の配置が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。（スクリーン表示を元に戻す）

次に、**公共施設解体更地化のあり方**について伺います。

昨今、公共施設解体後の利用方法を示さない事例が増え区民の不安の元になっています。公共施設の売却については、千代田区は度々区民の不信を招いてきました。例えば、かつて鎌倉臨海学園は材木座の海から大変近い一等地にあって、区内の小学校に在籍しながら宿泊をし、健康上の様々な不安に対応できる学びの拠点施設として長年活躍していたということは自民党さんの質問でもなされていました。これがあっという間に売却をされてしまったという過去があります。今の時代に求められるオルタナティブスクールの先駆けだったので惜しむ声が今でも聞かれています。また、保田の臨海学校は老朽化で維持できないといって売却したのですが、この施設そのものを、千代田区を愛するOBの方が買い取ってリノベーションし、「サンセットブリーズ保田」という名称でその後20年以上大活躍しています。千代田区が使えないといった施設が本当に使えないのか、後々客観的に検証できるエビデンスがありません。また、解体が決まったメレーズ軽井沢の隣の土地を星野リゾートが借り受けたという情報が流れました。次の計画が見えていない状況での解体のみの決定に、次は決まっているのではという声もささやかれてしまいます。更地にすれば売却や長期借地といったことも可能になります。七、八十年の長きにわたる定借は

売却も同じです。ご存じのとおり、定借であれば議会議決は不要なのが千代田区です。将来見通しもないまま解体することになればまた千代田区への不信感となりかねません。

そこで、1、軽井沢については子どもや大人の社会教育施設として、首都における大災害時に離れた土地の避難所として機能するなどのそうした視点も併せ持って区民目線で構想を描く必要がありますか。

箱根については、再活用について広く区民に問い、区民の健康と福祉の両面から前向きに開かれた話し合いをすることが必要です。

旧永田町小学校については、今後の在り方を検討するのであれば、建築史や教育史的に価値が高い学校建築であり、構造の専門家もしっかりと入れて公平、公正な検討が必要です。旧校舎の今後は教育と文化の千代田区に恥じない検討プロセスが問われています。二度と地域や家族を二分するような進め方をしないよう、エビデンスに基づく開かれた協議を求めます。

以上、3点軽井沢、箱根、旧永田町小学校について、それぞれに現状とお考えを伺います。

最後に、**待ったなしの災害対策**について伺います。（スクリーンを資料画面に切替え）

1995年阪神・淡路大震災、2011年東日本大震災、2024年能登半島地震、このほかにも様々な大地震に見舞われる中、千代田区の職員はその都度現地に駆けつけ、区民の代表としてそれぞれの任務を果たしてきてくれました。一方で、東京もいつ何どき起きるか分からない災害に備え、これを他山の石とせず災害体制の進化を遂げてきました。

この夏、複数回災害に関する研修の機会を得ました。一つは、大阪吹田市の本庁舎にある危機管理センターへの訪問です。これはぜひ所管の委員会の方々に視察に訪れてほしいというインパクトと分かりやすさがありました。特徴は阪神大震災の経験を踏まえ、いつ災害があっても即座に対応できるワンフロアかつ常設型の危機管理センターとして開設しているということです。平時にできないことは災害時にはなおさらできないという言葉がありますが、平常時から危機管理センターが市民の見える市役所3階のワンフロアにあって、事あるときは災害対策機能を瞬時に立ち上げ、そしてその特徴は全ての機能をワンフロア化する。そして常設化している。そして災害対策本部やオペレーションシステムを立ち上げ、危機管理室と一体化した素早い対応ができるようになっています。このようにマルチスクリーンを使って素早い情報共有、国や大阪府との連携、自衛隊、DMATなど応援部隊のためのリエゾンルームもありました。市民のための情報は防災ブック1冊にまとめられ、動画でも危機管理センターのどこで何をするのか、今、誰でも見ることができます。小学校上級生は授業でこちらのセンターに「見て聞いてやってみる」ツアーを実践していました。（スクリーン表示を元に戻す）

千代田区の庁舎は手狭ですが、千代田会館や九段会館、東京堂ビルなど、隣接の会議室を借りるなどして危機管理センターのワンフロア化、常設化により、千代田区における危機管理体制を整え、区民と共有し進めていくことの必要性について認識をお聞かせください。

次に、避難所運営における防災リーダーの現状と必要性について区の認識を伺います。防災士は現在どのくらいの人数となったのでしょうか。そしてその中で女性はどのくらいの人数でしょうか。増やしていくためのお考えはあるのでしょうか、伺います。

次に、日本の避難所は極めて劣悪であることに対して、政府は国際的な標準であるスフィア基準を目標とすることを掲げました。千代田区においてはどのように捉えているのか実情を伺います。

以上、大きく4点につき伺いました。前向きのご答弁を求め、ここでの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 小枝議員の環境政策の推進に関するご質問にお答えいたします。

まず、ペロブスカイトと呼ばれる次世代型ソーラーセルは、ビルの壁面や窓等に設置できるため、従来型の再エネ設備の設置が可能な土地が極めて少ない本区にとって大変期待できる技術だと認識しております。そのため、昨年夏には秋葉原で発電する内窓の実証実験を行い、その結果、天候が晴れから曇りや雨に変わった際の発電量が従来タイプより減少幅が低いということなどが確認されました。26年度末には実用化される予定であり、今後、学校施設も含め、公共施設での率先導入や子どもたちへの環境教育等への活用なども見据え、引き続き情報収集を行ってまいります。

続いて、区では、学校も含めた区有施設の新築、改築時に「環境・温暖化ガイドライン」及び「木材利用推進ガイドライン」に沿いまして、断熱、省エネ化及び木材の活用を行うこととしており、区が率先することで民間にも広げていきたいと考えております。なお、省エネ法等で環境性能は数値化されており、今後、法改正により求められる環境水準も段階的に引き上げられていく予定です。千代田区におきまして環境センターの設置自体は困難だと認識しておりますが、ご指摘のような機能は千代田エコシステム推進協議会との連携により、イベントなどを通じて実現してまいりたいと考えております。

屋上菜園やビオトープにつきましては、区内でも既に学校や民間ビルに設置をされ、生徒や住民に利用されている事例がございます。加えて、今年度からヒートアイランド対策助成の対象に屋上菜園を追加し、その導入を支援しております。

最後に、本区が嬬恋村の森林整備事業で植林している樹種についてはミズナラとなっております。また、高山市では間伐のみで植林はしておりません。

〔デジタル担当部長及び財産管理担当部長夏目久義君登壇〕

○デジタル担当部長及び財産管理担当部長（夏目久義君） 小枝議員の個人情報保護制度の在り方に関するご質問にお答えいたします。

まず、区が保有する動画に映る区民等の情報に関しては、特定の個人を識別できる映像情報であれば個人情報に該当し開示請求の対象となります。また、自己情報コントロール権については、個人情報保護法上の用語ではありませんが、自己の情報について必要な範囲で適切に関与できるべきという趣旨と捉えれば、同法では、開示、訂正、利用停止等、個人情報の取扱いに関し、本人が関与できる具体的な制度が規定されているものと認識しております。

次に、職員体制の拡充と組織の一元化についてですが、制度所管の情報システム課では、制度

に関する相談等に対応しておりますが、窓口が分かりにくいとのご指摘も踏まえ、窓口案内表示の工夫や相談方法等の周知徹底を図ってまいります。

なお、個人情報保護法の開示決定等の期間延長に関する規定は、通常の業務体制における対応を前提にしたものと考えております。また、情報を保有する部署以外の職員が個人情報に触れる機会を最小化するとともに、情報セキュリティと個人情報保護を一体的に実施する必要から、現時点で開示請求対応のための人員体制の拡充や組織の一元化は考えておりません。

最後に、録音や動画の情報開示についてですが、保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き開示しなければならないものと認識しております。なお、個人情報保護法が定める不開示情報が含まれる場合に、部分開示が対応可能かどうかについては、区が保有する個人情報の形態が多岐にわたることを踏まえ、現行の予算、人員を前提に個々の請求ごとに適切に判断し、開示または不開示の決定を行ってまいります。

続いて、公共施設解体更地化の在り方に関するご質問にお答えします。

旧軽井沢少年自然の家の跡地の活用につきましては、現在、民間事業者等からのアイデアを広く募るためサウンディング調査を実施しています。調査においては、区民や本区の子どもたちにメリットのある提案を模索してまいります。また、旧箱根千代田荘跡地の活用に関しても同様の趣旨で地域振興部において検討が進められているところです。旧永田町小学校跡地については、将来の区の行政需要に備える観点から、区民全体の貴重な財産を最大限有効活用すべく準備を進めてまいります。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 小枝議員の災害対策に関するご質問にお答えいたします。

まず、危機管理センターの常設化、見える化についてですが、災害発生時には被災状況や避難所等に関する情報を速やかに収集・共有することは重要と認識しています。今年度導入した総合防災情報システムなども活用しながら、災害関連の情報を一元管理し、情報共有の効率化、迅速化に努めています。

次に、防災リーダーについてですが、現在、区に登録されている防災士は40名で、うち女性の数は12名です。今後もより多くの方に防災士資格を取得いただくよう周知に努めてまいります。

最後に、避難所の環境改善についてお答えします。日本の避難所は地震や水害等の災害時の使用が想定され、主に地域の小中学校の校舎を活用する考えとなっています。そのため、建物の耐震性やBCP対応については高いレベルで保証されている反面、教室や体育館、校庭など使用できる空間に制限があります。本区は区内全域が地区内残留地区という都内で唯一の区です。その特性を鑑み、区といたしましては在宅避難を支える防災拠点としての機能をより強化していく所存です。

○4番（小枝すみ子議員） 4番小枝すみ子、自席から再質問させていただきます。

せっかく座られたんですけれども、災害のほうからちょっと、気になりましたので言わせていただきます。

常設化とか、それから、常に、起きたときにはどうするのかということが想像できるようなフロアになっている。でも、千代田区は場所がないから、部屋がないからそんなの無理ですというふうに思うかもしれないんですけども、ふだんはDMA Tの部屋であったり何だったりしても、そこは別に非常時のためにそういう仕立てになっているわけで、会議室として使うことは構わないわけですね。大事なことは、常日頃から住民が見える、皆さんに見えるということなんですね。そういうことを今から考えていかないと、結局は災害になったときに、一つは職員の過労死。これ、結構問題になっていますね。つまり、みんなが対応できるような状態になっているかどうかというところでは、一部の人に偏ってしまう。それから、関連死ということで、能登の地震でも、結局は、直接亡くなった方よりも関連死のほうが3倍ぐらいになっているんですね。そういうことを考えても、やっぱり今から、いつでもというか、迎え撃つぐらいの気持ちであったほうがいいでしょうということで提案申し上げました。これについてはちょっと明確な答弁がなかったのので、お答えを頂きたいというふうに思います。

それから、木を植えるほうの話なんですけどね、木を切る方じゃなくて木を植えるほう。これについては、例えば中野区なんかだと、何ですか、福島県の、（ベルの音あり）会津とかに行くとか看板、ここは中野区がこのエリア何ヘクタールをやっていますと書いてあるんですよ。千代田区は、何ですか、間伐だけで植えていないと言ったんだけど、そういうこともひっくるめて見える化、それからホームページの中にもそういうことをちゃんと見える化していかないと、区民には分かりづらい。何かというと、いや、ヒートアイランドに書いてあります、生物多様性に書いてありますというんだけど、環境はいろいろやってきただけに、情報がちょっと一本化されていないというのが気になるところです。お答えください。

あとは、公共施設とかいろいろありますけれども、決算委員会もありますので、そちらのほうでやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 小枝議員の再質問に対してお答えします。

そういった植林、あるいは間伐、そういったことをもっと情報発信すべきだというふうなご意見だというふうに認識しております。情報発信というのは極めて重要だというふうに考えております。おっしゃるように、なかなか、今、情報が氾濫している中で、適切な環境行動へのそういった情報提供、情報発信というのは、常日頃からどんどんやっていかなければいけないというふうに考えております。この具体的な植林、あるいは間伐についての看板設置というのは、こういった形でなされているのかというのはちょっと確認をしたいと思いますが、いずれにせよ、しっかりと情報発信、ホームページも含めて情報発信ができるように、しっかりと検討していきたいというふうに思います。

〔行政管理担当部長御郷 誠君登壇〕

○行政管理担当部長（御郷 誠君） 小枝議員の再質問のうち、災害対策についてお答えいたします。

吹田市などの危機管理センターの常設化の話でございますけども、議員ご指摘のとおり、本区

につきましては、ハード面、特に箱物というものに対する対応というよりは、手狭ということもありますので、今年度導入しました総合防災情報システム、そういったソフト面での情報の一元化を管理いたしまして、共有化を迅速かつ効率的に図っていくという形でございます。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 2025年度第3回定例会、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、酷暑対策についてお伺いいたします。

今年も連日暑い日が続き、9月に入ってもまだ最高気温が30度超えという日、真夏日が続いていました。この夏の日本の平均気温は平年と比べて2.36度高く、気象庁が1898年、明治31年に統計を取り始めてから、最も高くなりました。これまでで最も高かった去年と一昨年を大幅に上回っていて、今年の夏は異常な高温だったとしています。気象庁によりますと、今年は6月から各地で気温が高く、東京都心の真夏日が過去最も多い13日となったほか、7月も北海道で40度近くになるなど、危険な暑さが相次ぎました。8月も危険な暑さが続き、5日には群馬県伊勢崎市で41.8度を観測して国内の過去最高を更新したほか、8月30日と31日も40度以上を観測し、年間で40度以上を観測した日数が9日となり、これも記録を更新しましたとNHKは報じています。東京都心でも1日の最高気温が35度以上になる日、猛暑日が観測以来の過去最多となりました。今年初の猛暑日は7月7日で、年間最高気温は8月30日の38.5度でした。そして8月18日から27日までの10日連続、8月は18日、9月は4日、年間では29日となり、連続記録、8月、9月の月間記録、年間記録、いずれも観測開始以来の猛暑日の最多記録でした。東京都心の猛暑日数の平年値は4.8日ですので、ここ数年はこれを大幅に上回る過去に経験したことがない暑さが続いています。

千代田区ではヒートアイランド現象が進んでいることも分かっているはずです。だからこそ平成15年度に千代田区の緑化とヒートアイランドの現状についての調査を実施し、東京都や国での調査結果を踏まえ、平成18年度に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を策定しました。この対策計画では、千代田区における施策として20の施策を策定し実施してきました。その後、平成15年度の調査に引き続き、緑被と熱分布の関係性等に関する調査を平成22年度、平成30年度に実施しましたと区は昨年3月に出された「千代田区ヒートアイランド対策計画」でも言っておりますので、樹木の緑が非常に役立っていることは認識しているはずです。

昨年、第4回定例会でも牛尾こうじろう議員のヒートアイランド対策の質問に対し、ヒートアイランドの原因の一つは、市街化の進行などによる地表面被覆の変化です。緑地は蒸散効果を有しており、その増加はヒートアイランド対策として有効ですと答えています。つまり、ヒートアイランド対策には樹木が非常に重要な役割を果たしていることは区も認識しているわけです。

そこで質問です。区は、遮熱性舗装、街路樹などの緑を大事にして緑化を推進すること、ドライミスト、打ち水、壁面緑化など、いろいろ対策を取ってきましたが、ヒートアイランド対策として最も効果的なものは何だと考えますか、お答えください。今まで何度となくお伺いしておりますが、そろそろ検証はできましたでしょうか、お答えください。

また、この暑さで困っているのは人間だけではありません。学校で飼育している動物たちも大変な思いをしています。ことに番町幼稚園ではかつてアヒルが飼育されておりましたが今はありません。ただ、飼育小屋だけが残っております。小屋があるから飼いたくなるのならば、むしろ小屋は撤去して子どもたちの使える敷地を広くしてあげるというのも考えたほうがいいのではないのでしょうか。今後は学校での動物飼育をどうするのか、お答えください。

次に、生活環境条例と地域行事における臨時喫煙所について伺います。

画像をお願いいたします。（スクリーンを写真画面に切替え）

千代田区では生活環境条例により区内全域が路上禁煙地区とされています。そのため、地域行事であっても路上での喫煙は条例違反となります。もともと千代田区、特に神田地域ではウォーカブルという考え方が注目される前から路上を使った地域行事が多く行われてきました。祭礼行事や夏休みに子ども向けの縁日が毎年多数開催されていることは皆様もご承知のとおりです。

ここで改めて確認させていただきます。千代田区の路上禁煙ルールでは、区内全域が路上禁煙地区であり、道路や区長が特に必要と認めた公共の場所で喫煙や吸い殻のポイ捨てを行った場合2,000円の過料が科せられます。さらに、従来の紙巻きたばこに加え加熱式たばこも2024年11月から過料の対象に加わりました。つまり、地域行事の開催場所であっても屋外での喫煙は禁止されており、臨時的な対応が必要となるのです。

そこでお伺いします。まず、地域行事における臨時喫煙所について、これまでに事前相談や設置許可の件数はどれほどあったのでしょうか。また設置に当たってどのような手続が必要なのでしょう。加えて区として地域行事の場での路上における臨時喫煙所をどのように認識されているのか、区長のお考えを伺います。

実は、先日、区民の方から私にメールでお問い合わせがありました。内容は、縁日で臨時喫煙所が設置されていたが、どのような手続が必要なのかというものでした。さらにその様子を記録した動画も添付されておりました。そこで改めて調べてみましたが、千代田区の公式ホームページには臨時喫煙所の設置基準や手順について明確な記載は見当たりませんでした。一方で、他自治体の事例を調べると、渋谷区では、イベント主催者が公共空間に臨時喫煙所を設ける際に以下のような申請書類が求められています。指定様式の申請書、喫煙所の配置図、平面図と立面図、受動喫煙防止対策案、使用権限を証明する書類、例えば公園占用許可書、イベントの実施計画書、このように手順が明文化されている自治体もあるのです。この動画を撮影した区民の方は、浴衣姿の男性が、この画像ですね。浴衣姿の男性が路上で喫煙しているのを見かけ注意しようとしたところ、臨時喫煙所と書かれた看板が設置されていたため、その様子を記録。しかし千代田区のホームページに関連情報がなかったため私に直接連絡をされたとのことでした。

そこで樋口区長に伺います。臨時喫煙所を設置する場合の手順や手続を区民に対して公開するお考えはあるのでしょうか。また、地域行事の主催者が申請すれば設置できるよう条例や要綱を改正するお考えはあるのでしょうか。その上で、臨時喫煙所の設置根拠を明確にし、住民の皆様から疑念を抱かれないよう区としてどのように対応されるのか、樋口区長のご答弁を求めます。

（スクリーン表示を元に戻す）

次の質問に入ります。

千代田区官製談合事件が発覚し、不祥事再発防止対策に関する事項の調査研究を行う契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会が発足し、現在調査研究を行っております。先日、当該特別委員会の委員数名と事務局職員数名が東京地方検察庁に当該事件の刑事確定記録を閲覧に行き、私が以前閲覧してきたものが内容的に正しかったことが証明されたとも伺っております。2025年第1回定例会において政策経営部長が答弁したように、自分の主張を、区長はいまだに多数の証拠のうちの一部を恣意的に取り上げ、一方的な解釈を加えたものにすぎないとの認識でいるのかどうか、お答えください。また、元職員の上司が具体的に関与したと認め得る事実は確認できていないという事実誤認による報告書である「千代田区入札不正行為等再発防止検討報告書」を訂正する気はあるのかないのか、お答えください。

区はかかる不祥事案が発生したことを重く受け止め、再発を防止する観点からも厳正に対処いたしますとホームページにも書かれておりますが、ならば厳正に対処されなければならないのは事件に関与していた元副区長なのではないでしょうか。単に時効にかかってしまったから処罰対象にはならなかったことをもって当該事件に関与していないと結論づけるのはあまりにも浅はかであります。また、退職金の返還を求めるべきは、当該事件を白日の下にさらしてくれた最大の功労者である元部長ではなく、判決理由や供述調書にも書かれていたように、当該事件に関与しており、当時一般の職員を管理監督し、その範となるべき立場にあり、このような重い職責を担うものである元副区長ではないかと思いますが、区長のお考えをお答えください。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔教育担当部長大森幹夫君登壇〕

○教育担当部長（大森幹夫君） 岩田議員の学校での動物飼育のご質問にお答えいたします。

学習指導要領においては、動植物への親しみや生命の貴さ、命あるものをいたわる気持ちなどの重要性について示されており、学校における動物の飼育は子どもたちにとって動物に直接触れることのできる体験の一つです。そのため、子どもたちの豊かな情操の教育や心の教育に資するよう、飼育環境にも配慮しながら引き続き適切な飼育に努めてまいります。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） 岩田議員の生活環境条例と地域行事における臨時喫煙所のご質問にお答えいたします。

祭礼や盆踊りなど、地域行事における臨時喫煙所設置許可については、規定等はなく、道路使用、公園使用などについて交通管理者、道路・公園管理者に所要な手続をしているものと認識しており、臨時喫煙所設置許可の手続はございません。一方で、千代田区生活環境条例においては、路上等での喫煙を禁止し、違反者には過料を科すとしております。しかしながら、祭礼や縁日などの地域行事においては、主催者が道路等について所用の許可を得た上で、その一部を臨時的に使用し喫煙所を設置しており、当該道路等の空間は許可に基づき一時的に行事の管理下に置かれることから、臨時喫煙所の設置が適切に管理され、周囲の安全確保や分煙措置が講じられている場合には条例の趣旨に反しないものとして現場での取締り等は行っておりません。なお、区とい

たしましては、こうした臨時喫煙所の設置に際しても、主催者に対し、受動喫煙の防止、近隣住民への配慮、案内表示の徹底など、生活環境への影響を最小限にとどめるよう指導を行っております。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 岩田議員の酷暑対策についてのご質問にお答えいたします。

酷暑日の増加傾向が続いていることを踏まえ、区としてもヒートアイランド現象緩和への取組を強化していく必要があると認識しております。区では、令和6年3月に「千代田区ヒートアイランド対策計画」を改定し、ヒートアイランド対策として水面の保全や緑化、建物の遮熱・断熱化、人工排熱対策などの緩和策及びドライ型ミストやひと涼みスポットの設置、クーリングシエルトアの指定などの適応策といった様々な施策に取り組んでおり、これらの対策を着実に進めていくことが重要だと認識しております。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 岩田議員の官製談合防止法違反事件に関するご質問についてお答えします。

令和7年第1回定例会における答弁についてですが、多数の証拠のうちの一部を恣意的に取り上げたのではないというご主張であれば、全ての証拠を確認した上でのご主張ということになるかと思います。その分量は膨大なものになると推測されますが、議員からそれらの膨大な資料の閲覧結果については何らご提示されておられません。議会においても当該事件の刑事確定記録を閲覧されたということですが、議会からの情報提供もありません。したがって、さきの答弁から認識は変わっていません。

元部長に対する判決では、前副区長の関与は罪となるべき事実としては全く触れられておらず、誰が、いつ、どのような指示命令をしたのかという具体の事実の指摘も全くありません。また、上司の命令でやむを得ず行ったなら、指示命令があったということは量刑を軽くするためにしんしゃくした事情となるはずですが、被告人の罪の重大性を指摘する中で触れられています。しかも、警察は元副区長を書類送致すらしておらず、判決後も捜査の再開などはされていません。これらの諸点からすれば、判決は前副区長の違法な指示命令を認めたものではないと認められ、この判決を基礎とした当該報告書に議員ご指摘のような事実誤認はないという認識です。したがって、報告書の訂正等は考えておりません。

元部長への退職金の返納命令は、有罪判決が確定したことにより、職員の退職手当に関する条例に基づき行ったものですが、書類送致すらされず、条例に規定する返納事由のいずれにも該当していない前副区長に対する返納命令は、法の根拠を欠く違法なものと言わざるを得ません。また、書類送致されなかった理由として時効によるとの説明はなされておらず、元部長に対する判決においても前副区長の関与の事実については認定されていないことは指摘したとおりです。元部長は、判決において、自身の部下であった者も巻き込む形で秘密情報を得て共犯者の区議に提供するなど、本件犯行において秘密情報の入手、提供の軸となる重要な役割を果たした点は厳し

い非難に値するとの指摘を受けました。前副区長の指示命令でやむを得ず情報漏えい行為を行ったというのであれば、これほど厳しい指摘がされることはなかったのではないかと思います。こうした判決の指摘からも、前副区長の関与についての主張にも、元部長が最大の功労者であるというご主張にも賛同はいたしかねます。

○18番（岩田かずひと議員） 18番岩田かずひと、自席より再質問させていただきます。

一番最初のヒートアイランドのところは、検証しましたかという話なんですよ。以前もコストパフォーマンスとかの話を、2024年2月、予算特別委員会環境まちづくり分科会で、そのときに当時の環境まちづくり部長が調査をさせていただきたいと思いますというふうに答弁しているんですよ。だったら、それはするべきだと思うんですね。実際、千代田区ヒートアイランド対策計画の中では、令和3年度からは平成18年度に策定した千代田区ヒートアイランド対策計画の見直しを目的として調査項目の検討を行いましたと書いてありますし、令和4年度には、当該計画に準じて実施してきたヒートアイランド対策について、今後の取組の方向性を取りまとめ、令和5年度にヒートアイランド対策計画を改定しましたと言っているんですよ。だったらそういう今まで指摘されたことも含めてちゃんと検証するべきなんじゃないかなというふうなお話をしたんです。

樹木の話でありますけども、この暑い夏を乗り切るために樹木が大切なのは、もう私だけではなく区も認識しているということは、もう十分分かりました。でも、地元の話で恐縮なんですけども、7月28日と8月6日に少なくとも2回、大妻通りで、この暑い中、剪定されているんですよ。その日の東京都心の最高気温はそれぞれ35.4度と37度。どちらも猛暑日です。災害級の暑さでみんな木陰を探して歩いているのに、何でこんな時期にわざわざ木陰を減らして切るんだという話ですよ。もう少し時期を考えてやってくださいよという話は、僕、2年前にもしました。で、実際に仕事とは言いながら作業する方も大変ですよ。作業する方にもお話を伺いましたら、「こんな暑い時期に切らなくてもいいのにね」と言ったら、「うん。同意、同意」というふうに、その方もおっしゃっていました。だから、緑が大事と言いながらも何も考えないであちこちの街路樹をばっさばっさ切りまくる。言っていることとやっていることが全然違う。何かまるでパフォーマンス大好きな小池都知事みたいなような、そんなイメージが湧いちゃいます。

別の議員の方からの話で打ち水の話も出ましたが、打ち水だってそうですよ。先月8月30日の土曜日は、気象庁によりますと、東京都心の最高気温は38.5度。このくそ暑いときに麴町納涼こども会があった。区長もいらしていましたが、そのときにオープニングセレモニーで打ち水をやっていましたよね、日陰ではない麴町小学校の校庭で。なもんで、会場の湿度は上がって、不快指数も爆上がりしました。まあ、会場の人たち、多くの方から、余計暑くなったよ、そんな声がたくさん寄せられました。区長はすぐに帰っちゃったんで分かんないかもしれないですけども、会場に残された人たちは本当にいい迷惑でした。打ち水は、朝か夕方の涼しいときに日陰でやるというのをご存じですか。取りあえずやっておけばいいみたいな、こういうところがパフォーマンスなんじゃないかなと思っちゃうんですよ。何かをやるんだったら、実効性のあるものをやっていただきたいんですよ。それじゃなければ、全くの無意味です。

改めて伺いますが、何が最も酷暑対策に有効なのか、今後どのようにいつまでに検証するのか、そして検証後はどうするのかお答えください。

そして、生活環境条例の話、臨時喫煙所の設置根拠を明確に住民に知らせないと、路上禁止区域で喫煙していると通報やSNSで投稿されて、問題になると思います。先ほど道路使用許可なんて話がありましたけども、道路使用許可はあくまで道路使用の許可であり、そこでたばこを吸っていいかどうかはまた別の話です。例えば、2022年に岐阜県の高山市長が自宅近くで喫煙していて、吸い殻を側溝に投げ捨てたんですね。その動画がSNSに投稿されました。2008年に高山市ではそういう条例が制定されて、ポイ捨てや路上喫煙禁止の規定があって、違反者には千代田区と同じように過料が科せられるのに、市長自らがポイ捨てしたんですよ。千代田区の臨時喫煙所での喫煙も、明確な規定がないと、条例違反との通報やSNSに投稿されると大変じゃないかなと思うんですが、条例改正も含めて、この件に関して樋口区長本人の答弁を求めます。

そして最後に、千代田区官製談合事件の話。これは組織ぐるみの犯行であったことを区長はまだ認めないんでしょうか、お答えください。

以上です。

〔地域振興部長印出井一美君登壇〕

○地域振興部長（印出井一美君） 岩田議員の臨時喫煙所に関する再質問にお答えいたします。

行事、イベント等における臨時喫煙所につきましては、当該行事の実施におきまして、道路使用については交通管理者の、道路や公園の占用につきましては道路・公園管理者等により適切な手続が取られているというふうに認識しております。

そうした状況の下、道路や公園等の空間は、許可に基づき、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、一時的に行事の管理下に置かれることから、臨時喫煙所の設置が適切に管理され、周囲の安全や分煙措置が講じられている、受動喫煙に対する配慮がされている場合には、条例の趣旨に反しないものとして現場での取締りを行っていないと、先ほどのご答弁のとおりでございます。

〔ゼロカーボン推進技監川又孝太郎君登壇〕

○ゼロカーボン推進技監（川又孝太郎君） 岩田議員のヒートアイランド対策に関する再質問についてお答えしたいと思います。

ヒートアイランド対策の施策間の効果、その検証、比較ということについてですけれども、これ、前、分科会でもお話しさせていただきましたが、例えばCO₂の排出については、どういう形でどこで発生しようが1トンは1トンということで、その1トン削減するのに幾らかというような形で比較可能なことになるんですけれども、温暖化の適応策も同じですけども、ヒートアイランド対策におきましては、なかなか、その場その場、スポットでどういった効果があるのか。温度低下についてどういったような効果があるのかというのは、なかなか同じ土俵で比較をしにくいという難しさがあるというふうに認識しております。もちろんその検証し得るような新しい知見とか情報が出ましたら、それを基に検証していきたいというふうに考えておりますが、いずれにせよ、ヒートアイランド対策、様々な施策を組み合わせやっていく、その場その場に適したものをやっていくということが重要だというふうに認識しておりますので、そういったことも、

検証についての検討もしながら、実質的な効果のある施策、効果があり得ると考えられるものを総合的に推進してまいりたいと考えております。

〔政策経営部長村木久人君登壇〕

○政策経営部長（村木久人君） 岩田議員の官製談合防止法違反事件に関する再質問についてお答えいたします。

組織ぐるみかというご質問でございますが、何を指して組織犯罪、あるいは組織ぐるみと言っているのか私のほうではご理解できませんが、再発防止の報告書にもございますように、本事件の要因としては、まず談合等の不正行為への関与について、我々幹部職員側に事の重大性に関する認識が希薄であったこと。それから組織のガバナンスの脆弱性。それから区議会議員との関係性を規律するルールが曖昧であること。こうしたことが背景となって今回の事例が起こったというふうな指摘を有識者の方からされており、我々もその指摘を受け入れ、そういったことがないようにということで、今回の報告書にまとめられた再発防止策を行っているところでございます。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、一般質問を終わります。

議事の都合により休憩します。

午後２時２４分 休憩

午後２時３８分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第１から第５を一括して議題にします。



議案第４４号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例

議案第４６号 旧区立練成中学校改修工事請負契約について

議案第４７号 旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約について

議案第４８号 千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定について

議案第４９号 千代田万世会館の指定管理者の指定について

（企画総務委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第44号、千代田区手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び同法施行令並びに「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の一部改正に伴い、条例中に引用する条文の規定を整備するものでございます。

建設関係手数料の改正につきましては本年11月28日から、その他の改正につきましては公布の日から施行いたします。

次に、旧区立練成中学校改修工事関係の2議案につきまして一括してご説明申し上げます。

いずれも制限を付した一般競争入札により、議案第46号、旧区立練成中学校改修工事請負契約については、契約金額15億5,100万円、契約の相手方はナカノフドー・福田建設共同企業体。

議案第47号、旧区立練成中学校改修電気設備工事請負契約については、契約金額6億1,050万円、契約の相手方は株式会社八洲電業社東京支店となっております。いずれも令和7年度一般会計地域振興費、令和8年度及び令和9年度債務負担行為として予算のご議決を頂いているものでございます。

次に、議案第48号、千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定についてでございます。

千代田区立内幸町ホールの指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和8年4月から令和13年3月までを指定期間として、株式会社コンベンションリンケージを指定するものでございます。

次に、議案第49号、千代田万世会館の指定管理者の指定についてでございます。

千代田万世会館の指定管理者の指定期間が満了することに伴い、令和8年4月から令和13年3月までを指定期間として、株式会社日比谷花壇を指定するものでございます。

以上、5議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました5議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。



議案第45号 千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第45号、千代田区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

児童福祉法の一部改正に伴い、新たに創設される乳児等通園支援事業の実施に当たって、国の定める基準に基づき、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

公布の日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第7及び第8を一括して議題にします。

議案第42号 令和7年度千代田区一般会計補正予算第2号

議案第43号 令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

（予算・決算特別委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第42号、令和7年度千代田区一般会計補正予算第2号につきましてご説明申し上げます。

補正前の額754億2,905万2,000円に1,417万9,000円の予算額を追加させていただきます。内容は、乳児等通園支援事業及びデジタルチャレンジ支援の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は754億4,323万1,000円となっております。

次に、議案第43号、令和6年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、一般会計についてでございます。歳入決算額は706億4,684万3,990円で、予算現額に対する収入率は91.7％となっております。これに対し歳出決算額は659億7,384万2,102円で、予算現額に対する執行率は85.6％でございます。したがって、歳入歳出差引額は46億7,300万1,888円となり、これから翌年度へ繰り越すべき財源13億2,474万9,000円を差し引いた実質収支額は33億4,825万2,888円でございます。

次に、国民健康保険事業会計についてでございます。歳入決算額は68億2,395万1,846円で、予算現額に対する収入率は94.9％となっております。これに対し歳出決算額は59億6,433万4,653円で、予算現額に対する執行率は83.0％でございます。したがって、歳入歳出差引額は8億5,961万7,193円となり、実質収支額も同額となっております。

次に、介護保険特別会計についてでございます。歳入決算額は49億977万5,689円で、予算現額に対する収入率は95.4％となっております。これに対し歳出決算額は47億4,411万6,097円で、予算現額に対する執行率は92.2％でございます。したがって、歳入歳出差引額は1億6,565万9,592円となり、実質収支額も同額となっております。

最後に、後期高齢者医療特別会計についてでございます。歳入決算額は22億1,601万4,269円で、予算現額に対する収入率は96.1％となっております。これに対し歳出決算額は21億4,733万5,549円で、予算現額に対する執行率は93.2％でございます。したがって、歳入歳出差引額は6,867万8,720円となっており、実質収支額も同額となっております。

なお、各会計とも令和6年度内に一時借入金の措置はございませんでした。

以上、2議案につきましてご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

〔「動議、議長、16番入山たけひこ」と呼ぶ者あり〕

○16番（入山たけひこ議員） ただいまの議案は、いずれも全議員で構成する予算・決算特別委員会を設置し、審査を付託することを提案します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 入山たけひこ議員の動議に異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。

予算・決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項本文の規定により、全議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

ただいま設置された予算・決算特別委員会の正副委員長互選のため、休憩いたします。

午後2時48分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に開会された予算・決算特別委員会で正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

委員長に小野なりこ議員、副委員長に岩佐りょう子議員、池田ともりのり議員、桜井ただし議員が選任されました。

報告を終わります。

日程第9及び第10を一括して議題にします。



報告第8号 令和6年度千代田区健全化判断比率について

報告第9号 二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から報告をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 報告案件2件につきましてご説明申し上げます。

まず、報告第8号、令和6年度千代田区健全化判断比率についてでございます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、区における令和6年度決算の健全化判断比率について監査委員の意見を付してご報告するものでございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれもマイナスであり、健全な財政状況を示す数値になってございます。

次に、報告第9号、二七通り東地区歩道拡幅工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

一部の取付管にかかる工程の追加などにより経費が増額したため、契約金額3億1,514万7,800円を3億2,673万4,100円に変更いたしましたのでご報告するものでございます。

以上、2件につきましてご報告いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員）　以上で、本日の日程を全て終了しました。

次回の継続会は、１０月１６日午後１時から開会いたします。

ただいま出席の方には、文書による通知はしませんので、ご了承願います。
散会します。

午後２時５９分　散会